

第7章

多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、スタートアップには、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。

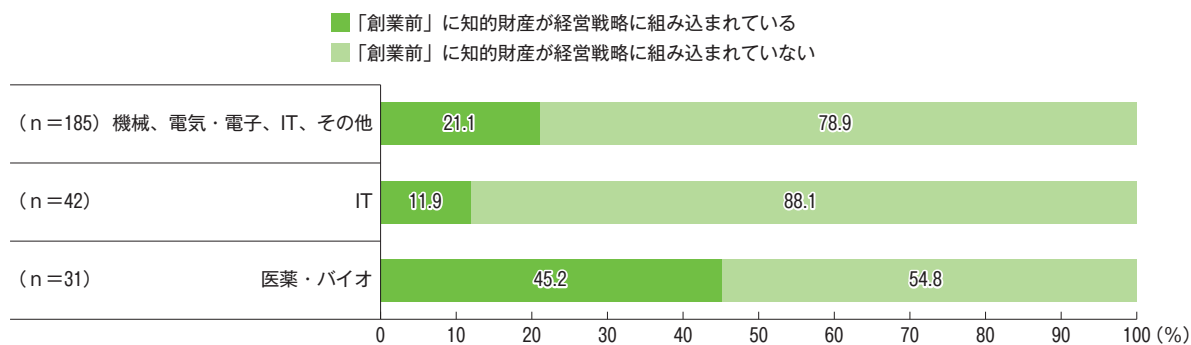
革新的な技術やアイデアをもとに創業するスタートアップにとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているスタートアップは約2割に留まるなど [2-7-1図]¹、知的財産の重要性がスタートアップに十分浸透しているとはいえない。また、スタートアップの他に投資家やアクセラレータなどから構成されるスタートアップ・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、スタートアップに対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、スタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施している。

本節では、特許庁のスタートアップ向けの支援施策について紹介する。

2-7-1図 【知的財産を経営戦略に組み込んだ時期】

知的財産の経営戦略への組込時期別にみた知的財産の経営戦略上の位置づけ（事業分野別）



(1) スタートアップへの支援施策

① 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

スタートアップにとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのスタートアップは、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のスタートアップを対象に、ベ

ンチャーキャピタル経験者・ビジネスコンサルタント等のビジネスの専門家と、弁理士・弁護士等の知財専門家からなる知財メンタリングチームが、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行う。[2-7-2図]

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるスタートアップの創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでスタートアップに対

¹ 平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告『スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究報告書』
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11250662/www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>



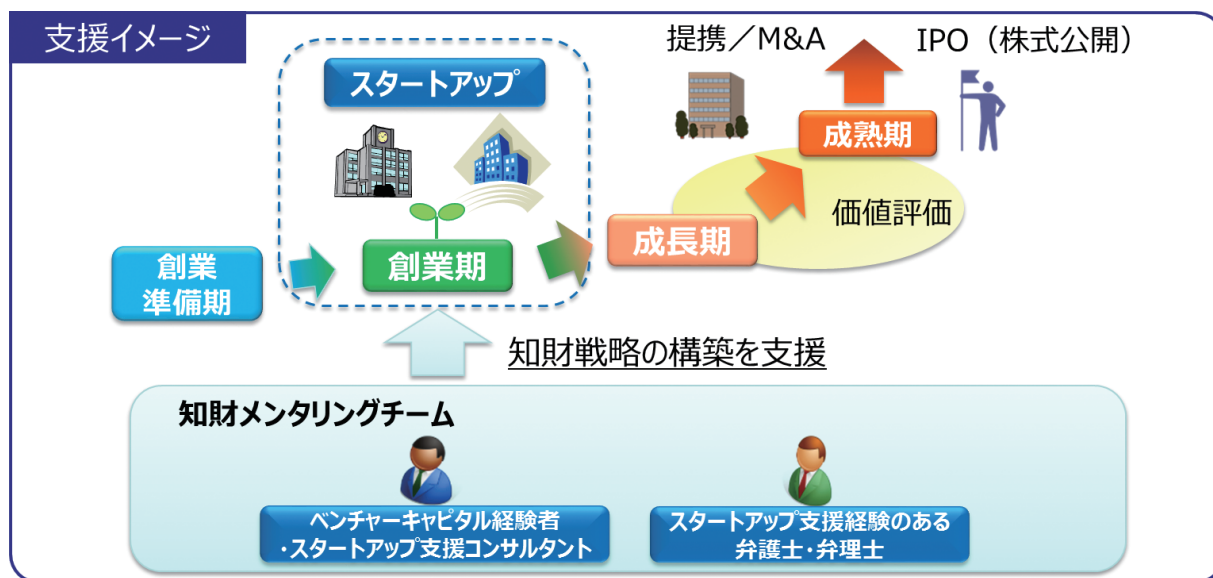
する知財支援の活性化を促進する。

本事業は、IT、ものづくり、医薬・バイオ・新素材などの様々な分野から幅広く募集し、この3年間で延べ280社を上回る多くの応募をいただいた。その中から厳正な審査を経て2018年度10社、2019年度は15社を採択した。2020年度は15社に対して、支援期間を5か月に延長して支援を行った。

また、2018-2019年度の支援事例をもとに、スタートアップがつまずきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応策とともに

まとめた『知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく14の課題とその対応策』を公開した¹。さらに2020年度は、ビジネス専門家、知財専門家向けに、『IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎』を発行した²。本冊子では実際のIPASのメンタリングを基に、メンタリングチームがどのようにスタートアップの知財戦略構築を支援していくのかを登場人物を交えてストーリー風に紹介しており、メンタリングを疑似体験しながら、知財メンタリングの基礎が学べる構成となっている。

2-7-2図 【創業期スタートアップに対するIPASの支援イメージ】



②ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、スタートアップが特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、スタートアップにとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、スタートアップは権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを十分に図ることが重要である。

そこで、2018年7月より、特許審査に関するスタートアップ支援策として、スタートアップを対象とする「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」及び「ベンチャー企業対応 スーパー早期審査」を開始している。

「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」は、スタートアップの「実施関連出願」を対象に、一

1 知財戦略支援から見えた スタートアップがつまずく14の課題とその対応策
https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase_case_study.pdf

2 IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎
<https://ipbase.go.jp/learn/ipas/>



次審査通知前に面接を行うことで、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2020年実績：61件）。

「ベンチャー企業対応 スーパー早期審査」は、スタートアップの「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2020年実績：448件）。通常のスーパー早期審査は「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であることが要件なのに対して要件を緩和している。

③日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム）

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小企業、スタートアップを対象に、世界有数のスタートアップ・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2020年度は、サンフランシスコ・シリコンバレー、ボストン、バンコクを対象地域として実施した。

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たす中小ベンチャー企業の特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】 下記の要件をいずれも満たしていること

- ・ 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・ 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

【軽減措置の内容（国内出願）¹】

- ・ 審査請求料1/3に軽減
- ・ 特許料（第1年分から第10年分）1/3に軽減

【軽減措置の内容（国際出願）²】

- ・ 送付手数料・調査手数料1/3に軽減

- ・ 予備審査手数料1/3に軽減

(2) スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

1 国内出願の減免制度について<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

2 国際出願の軽減制度についてhttps://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

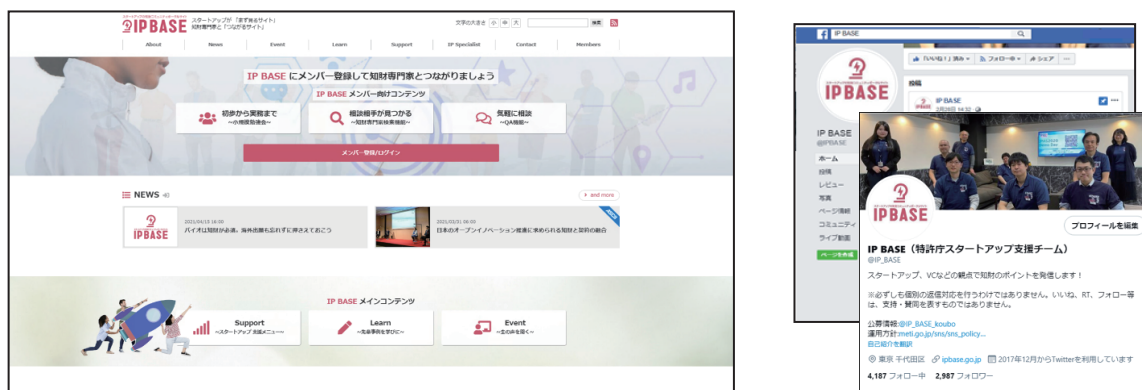


①知財ポータルサイト “IP BASE”

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”¹とSNS²を通じてスタートアップ向け知財情報を発信している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテン

ツを掲載している。また、会員登録者向けにスタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専門家への質問機能を設けている。さらに、会員登録者のニーズに基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心がより高いスタートアップについて一層のレベルアップを図っている。

2-7-3図 【スタートアップ向け知財ポータルサイト “IP BASE” 及びSNSでの情報発信】



1 IP BASE <https://ipbase.go.jp/>

2 Twitter「IP BASE」: https://twitter.com/IP_BASE

Facebook「IP BASE」: <https://www.facebook.com/IPBASE/>



②スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

IP BASEでは、スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して知財の普及啓発を行っている。2020年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計29回、東京、京都、福岡等からオンライン配信した。

コミュニティの活動を促進させるべく、知財に意欲的に取り組む人材・組織を表彰する「IP BASE AWARD」を実施し、2021年3月に「第2回IP BASE AWARD」を開催した¹。スタートアップにおける知財全般に関して、先進性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアップ部門、エコシステム部門の3部門で実施した。

③IP BASE AWARDの開催

2019年度からスタートアップにおける知財コ

2-7-4図 【第2回IP BASE AWARD表彰結果】

【知財専門家部門】	
グランプリ	柿沼 太一 STORIA法律事務所
奨励賞	佐藤 彰洋 あなたの知財部 竹本 如洋 瑛彩知的財産事務所
【スタートアップ部門】	
グランプリ	ビクシーダストテクノロジーズ株式会社
奨励賞	株式会社バカン Global Mobility Service株式会社 Telexistence株式会社
【エコシステム部門】	
奨励賞	株式会社ゼロワンブスター Research Studio powered by SPARK

2-7-5図 【第2回IP BASE AWARD授賞式】



¹ <https://ipbase.go.jp/event/report/2021/03/event-0325.php>

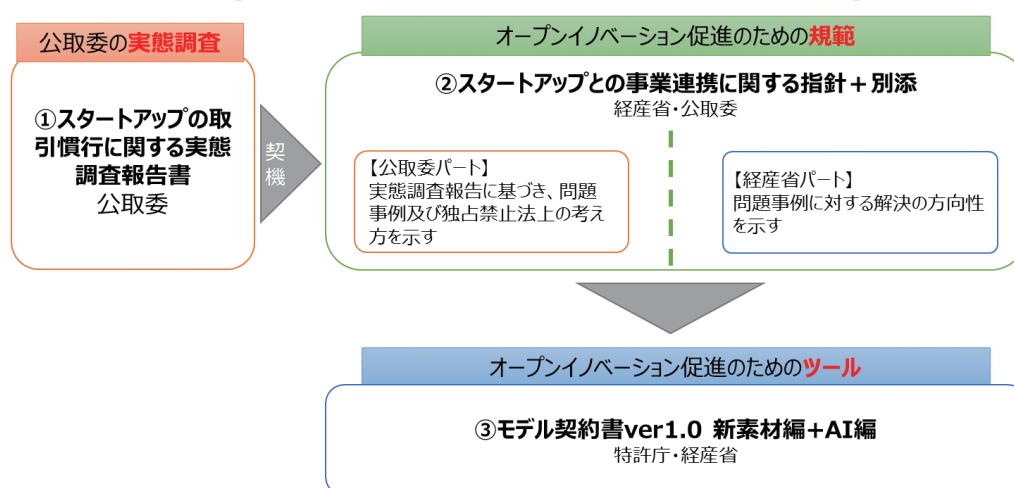


モデル契約書はゴールデンスタンドにあらす

公正取引委員会と経済産業省は、2020年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」¹（以下「実態調査」という。）の内容を踏まえ、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定した²。これと軌を一にして、特許庁と経済産業省では、本指針の考え方をベースにしつつ、具体的な契約

交渉ツールとして2種類のモデル契約書ver1.0³（以下、単に「モデル契約書」という。）をとりまとめた（各々の関係性については下図1を参照）。本コラムではモデル契約書の前提となる最も重要な事実についてお伝えする。

図1 【実態調査、本指針、モデル契約書の関係性について】



モデル契約書はあらゆる連携シーンに使える契約のゴールデンスタンドではない。

このコラムにおいて、伝えたい最も重要な事実とは、モデル契約書は全くもって万能な契約ひな形にはなっていないということである。この事実について、事業会社から説明が足りていないとの

多くのご指摘を頂戴しているところである。モデル契約書が間違った使われ方をして、却ってオープンイノベーションを阻害することになっては本末転倒であるので、あらためて読者の皆様にはこの重要な前提をお伝えする。

1 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>

2 経済産業省プレスリリース「「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定しました」
<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329004/20210329004.html>

3 正式名称は「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」。特許庁のオープンイノベーションポータルサイトから入手できる。
<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>



モデル契約書には「想定シーン」がある。

モデル契約書の特徴として、従来型の契約例（ひな型）にはない具体的な「想定シーン」が設定されている。その想定シーンにおける望ましい契約・交渉の考え方を整理したものがモデル契約書であり、従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない「新たな選択肢」を提示することを目指した。よって、どのような契約シーンにおいても機能する「ゴールデンスタンダード」とはなっていない点は十分に注意して欲しい。

図2 【各契約書の特徴】

モデル契約書	✓	具体的な想定シーンを設定することにより解像度の高い実践的な契約交渉の考え方を記載
	✓	ケースによっては最適な契約内容とならない点は注意が必要
従来型の契約書（ひな形）	✓	汎用性のある条文を記載
	✓	実際の契約交渉における具体的な争点については記載されていないのが一般的

上の図2にあるとおり、従来型のひな形では、その汎用性の高さゆえに、具体的な争点、例えば「創出された発明等の知的財産権をどちらに帰属させるか」というスタートアップの成長にとって非常に重要な交渉事項について「相互協議」などとなっており、契約交渉の相場観のないスタートアップにとっては示唆を得にくいものであった。そこで、モデル契約書では、仮想のスタートアップを設定して、その企業が締結すべき契約書とすることで契約の各条項の具体化し、併せて交渉上の留意点や相場観を逐条で解説することにした。

ただし、モデル契約書は「知財・法務リテラシーの低いスタートアップのために作られた」という理解もまた正しくはない。モデル契約書の逐条解説には、スタートアップの支援に精通した弁護士や事業会社、また多くの企業連携を成功させているスタートアップ自身のノウハウが随所に盛り込まれている。オープンイノベーションの経験が豊富ではない事業会社には、新たな気づきを提供するものとなっている。

我々は時代の要請に応じて、柔軟にモデル契約書を改訂していく。モデル契約書がゴールデンスタンダードではない以上、より多くの想定シーン、ユースケースにおける契約モデルを提供していく必要性も認識している。ヒアリングなどの情報収集を通じて得た情報を材料にアップデートしていくが、ぜひユーザーの皆様からも情報提供をお願いしたい。例えば、モデル契約書の様々な活用事例を（自身で締結された秘密保持契約書に違反しない、ビジネス上問題とならないような情報形式で）お寄せいただきたい。今後も皆さんと共同して、まさにオープンイノベーションの姿勢で、このモデル契約書を発展させていきたいと考えている。その意志と願いを込めて『モデル契約書 Ver1.0』としている。

最後に関係者の皆様へお願い

スタートアップの皆様へ

「国がモデル契約書でやれと言っている」、「これで契約しないと独禁法違反だぞ」などと交渉することはおやめください。法務への理解を疑われますし、そもそも連携が上手くいきません。モデル契約書をそのまま使えるケースなど滅多にありません。自身のビジネスモデルや相手方の利益を踏まえて、必要な修正を加えたモデル契約書で交渉を開始するようお願い致します。

事業会社の皆様へ

モデル契約書をベースに交渉を求めるスタートアップがいた時、求める内容が論理的かつ説得的であれば、それはおそらく良い技術を持ったスタートアップですので、ぜひじっくり話を聞いてみて下さい。また、契約書とは別の観点になりますが、経団連スタートアップ委員会が求める「スタートアップという企業体の特性に応じた柔軟・迅速な対応・判断ができる社内体制を構築」^{1,2}を、我々からもお願い致します。

1 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/032.html>

2 脚注1の提言では「例えば、2016年度から経済産業省が発行している「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」にある企業事例などが参考になる。」と紹介されています。https://web.archive.org/web/20210109035626/http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture/tebiki.pdf



2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約18%にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1) 第2次地域知財活性化行動計画¹の策定・推進

特許庁では、2016年度に策定した「地域知財活性化行動計画（2016年9月26日産業構造審議会第9回知的財産分科会決定）」に基づき、2019年度まで独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）を始めとした各支援機関²と連携を図りながら、知財分野における地域・中小企業支援を推進してきた。その結果、数多くの支援実績や成果事例が生まれ、知財の裾野の広がりは着実に進んでいると言える。

一方、知財活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として存在し、また知財経営を実践している中小企業が少ないといった課題が見出された。

こうした状況から、これら課題を解決するとともに、データ・人工知能・IoT等の技術的進展や新型コロナウイルスによる経済的影響等による新たな知財を取り巻く状況を踏まえた地域・中小企業に対する取組を推進するため、特許庁は2020年7月14日、産業構造審議会第13回知的財産分科会における審議を経て、特許庁及びINPITが地方自治体等の関係主体と連携して実施する次期行

動計画として、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定した。

本計画では、(i)「ターゲットを意識した地域・中小企業支援の充実」、(ii)「地域・中小企業の支援プレイヤーの連携と支援の融合」、(iii)「KPI（成果目標）の設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組」という3つの基本方針を掲げ、地域・中小企業の知財活用度を引き上げることにより「稼ぐ力」を強化することを目指し、各関係主体が支援取組³を進めている。

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援⁴

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する

¹ 本計画の詳細や、これまでの支援実績・成果事例については、特許庁HP「第2次地域知財活性化行動計画を策定しました」を参照。

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html>

² 支援機関とは、よろず支援拠点、(独)日本貿易振興機構、(独)中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、(一社)発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指す。

³ 本計画に基づき特許庁が実施している「ハズオン支援」については、第2部第7章5. (3)を参照。

⁴ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html



費用の一部を補助している。2014年度には、地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター¹のほか、全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況になった。2020年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、799件（前年度比6.6%減）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60

万円、冒認対策商標²30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用

②戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることが容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を予定している中小企業に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、国際出願に係る費用の1/2を助成している。

③中小企業に対する知的財産侵害対策³

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度⁴から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2020年度は13件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施している。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2020年度は21件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援

1 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

2 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

3 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

4 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。



(防衛型侵害対策事業)

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

④海外における知財係争対策¹

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際に

は、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

⑤海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。

○海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。

○採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。

○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

¹ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けてー知財金融促進事業ー¹

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

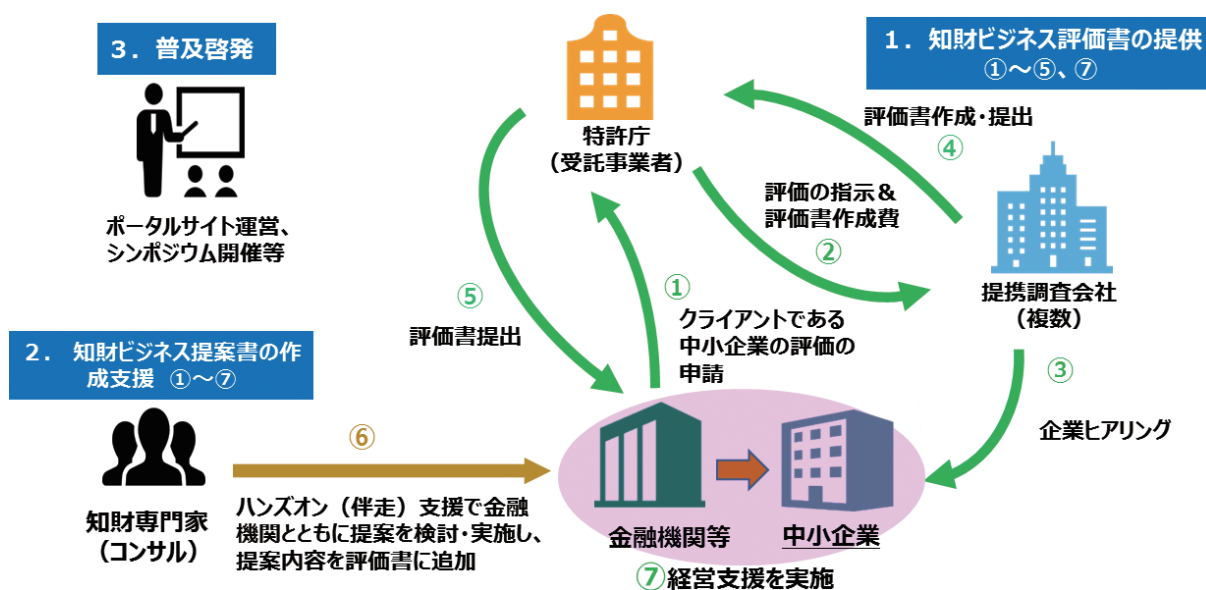
そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行

う取組（知財金融）を、「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を通じて支援している。

〈支援スキーム〉

- ・知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供。
- ・知財ビジネス提案書の提供：評価書を提供した金融機関と知財専門家が、経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を作成し、中小企業に提供。2020年度は、評価書と提案書合計で163件作成。
- ・普及啓発：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新、ウェブフォーラムを開催。

2-7-6図 【中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業における支援スキーム】



¹ 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。
<https://chizai-kinyu.go.jp/>



(4) 特許情報の有効活用のための支援

特許情報は、特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これらを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることができ、知財活動の有益なデータとなる。さらに、企業にとっては事業計画及び経営戦略等の策定においても有力な判断材料となる。

INPITでは「中小企業等特許情報分析活用支援事業」を通じて、対象となった中小企業等に特許情報を提供し、効果的な権利取得等を支援した。

なお、2021年度は、名称を「特許情報分析支援事業」と変更し、引き続き中小企業等の事業計画、経営戦略策定への知財活用を支援していく。

〔事業内容〕

a. 特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的として、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報分析結果を提供し、経営判断・事業運営への活用を促した。（2020年度実績：101件）※利用者の自己負担なし

- ・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- ・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、効果的な権利取得判断の支援を目的として、先行技術文献の調査を実施した。（2020年度実績：54件）※利用者の一部負担あり

b. 特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

特許情報の活かし方の説明や、特許情報を事業活動に活用する中小企業等の取組紹介をもとに、ウェブセミナーや事例集の作成等、特許情報分析のメリットを普及・啓発する周知活動を実施した。

3. 大学等への支援

我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。そこで、特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学、研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している。

(1) 知財戦略デザイナー¹

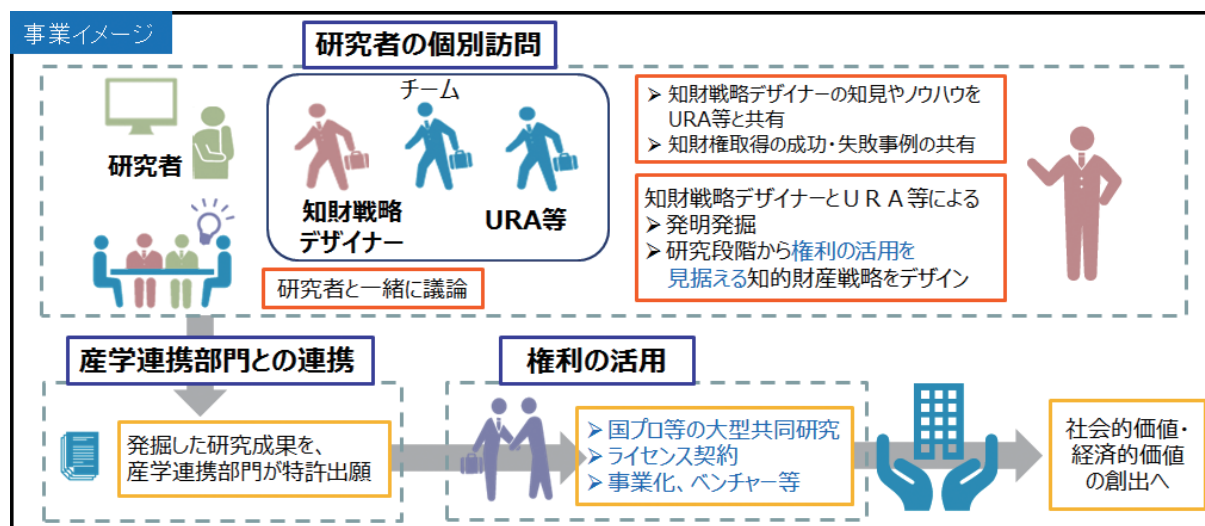
大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、

研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する。

2020年度には、17名の知財戦略デザイナーを20大学に派遣した。

2-7-7図 【知財戦略デザイナー派遣事業の概要】



¹ 詳細はhttps://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.htmlを参照



(2) 知的財産プロデューサー^{1,2}

競争的な公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデュー

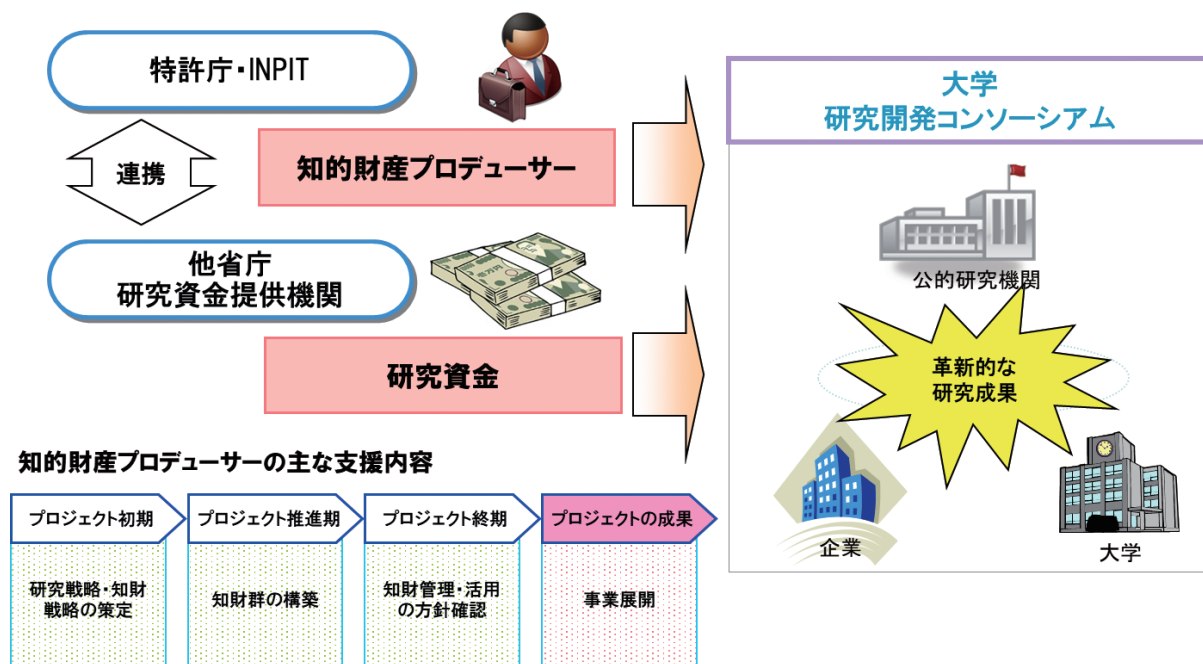
サーを派遣している。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2020年度実績

派遣：延べ 39プロジェクト

2-7-8図 【知的財産プロデューサー派遣事業の概要】



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

2 詳細は<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>を参照



(3) 産学連携知的財産アドバイザー^{1,2}

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中の

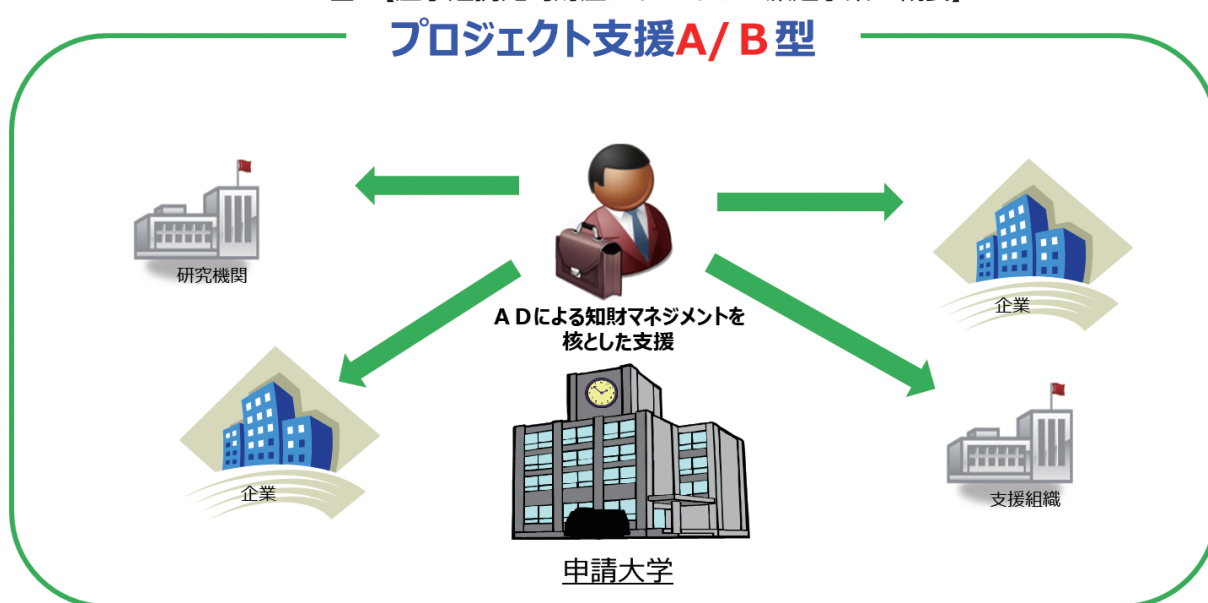
プロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している。

◇2020年度実績

派遣：29大学

(プロジェクト支援A型14大学、プロジェクト支援B型15大学)

2-7-9図 【産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要】



プロジェクト支援A型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への**加速を支援**

プロジェクト支援B型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を**一貫して支援**

(いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す)

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

2 詳細は<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.html>を参照



4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- 個社支援による知的財産活動の成功事例創出とその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上させるため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2019年度までに計114件の取組を支援した。2020年度からは先導的な知的財産支援の取組を地域に定着させること等を通じて、中小企業等の知的財産保護・活用を促進する補助事業を開始し、11件の取組を支援した。

(取組例)

- 広域金融機関によるニーズ発知財マッチング支援
- 大学の知財を活用した学生ベンチャー育成支援
- デザイン経営の手法を用いた知財活用のモデル化及びその実践支援

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の工業所有権情報・研修館 (INPIT) は、2017年7月に「INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪 (大阪市北区) に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、以下の機能及び体制を整備している。

- ・知的財産に関する高度・専門的な支援
- ・出張面接・テレビ面接の場の提供
- ・高度検索用端末による産業財産権情報の提供
- ・地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣

(3) 福島知財活用プロジェクト

震災から10年を迎え、各種復旧・復興支援施策等の実施により、福島イノベーション・コースト構想の取組の進展、産業技術総合研究所、福島再生可能エネルギー研究所の開所など、福島県においてイノベーションの拠点が設置され、知財活用の気運の高まりがみられる。

そうした中、特許庁では、福島県における知財活用を推進するための重点支援を行い、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度に本プロジェクトを立ち上げた。

2018年度は知財普及活用イベントを3回開催し、福島県内における知財活用の関心を高める広報事業を展開するとともに、県内関係者とのネットワークを構築した。

2019年度は、引き続き広報事業として知財普及活用イベントを実施することに加え、ビジネス・プロデューサを福島県内に派遣し、具体的に知財を活用した事業の事例を示す事業を実施した。

2020年度においては、引き続き福島県内にビジネス・プロデューサを派遣し、福島県内での知

財を活用した事業創出を更に推進した。さらに、メディア等を通じてビジネス・プロデューサの活動を広く周知することで、県内での知財を活用した事業創出活動及びその手法を広く県内に浸透させるとともに、知財を活用した事業創出に関するビジネス・プロデューサの知識・ノウハウ等を県内支援機関職員等に効果的に共有する手法を検討した。

〈2020年度の事業実施概要〉

①ビジネス・プロデューサの派遣

新規事業を創出するために伴走（ハンズオン）型のビジネス支援を行うビジネス・プロデューサを公益財団法人福島県産業振興センターに派遣し、県内中小企業の支援を実施した。2020年度において実施した支援の成果事例は以下のとおり。

i) 有用な技術の商品化・販路開拓支援

福島県大沼郡会津美里町を拠点とする株式会社想いを創るは小学生の関本創氏が取締役社長を務めている企業である。同氏は物干し補助具についてのアイデアを生み出し、特許権及び意匠権を取得していたものの、その知財の活用方法に悩んでいた。ビジネス・プロデューサがこの知財に着目し、全国規模で小売業並びにフランチャイジー等の卸売業を行う大手上場企業を紹介し、物干し補助具の商品製造・販売の契約締結に至り、全国展開に至った。



大手小売店にて全国展開を達成した物干し補助具

ii) 伝統的工芸品を活用した木工製品のコラボ商品化支援

福島県郡山市を拠点とする株式会社アサヒ研創が製造する伝統的工芸品である海老根伝統手漉和紙を使用したうちわに着目し、同じく郡山市を拠点とするプロバスケットボールチーム福島ファイヤーボンズと同社との連携体制を構築し、試合の応援グッズとして利用できるコラボグッズの商品化を実現。



地域のスポーツチームとのコラボレーションを実現したうちわ

iii) 福島県産なめこの販路開拓・拡大並びにブランディング支援

福島県郡山市を拠点とし、「万能なめこ」や「ジャンボなめこ」などを生産する有限会社鈴木農園に対して、ベジタリアンやグルテンフリー等先進的・話題性のあるラーメン開発を行う企業を紹介し、郡山市のご当地ラーメンとして新商品の開発を行い、なめこのキャラクターとのコラボレーションも実現し、限定販売を実施。なめこ、ラーメン、キャラクターのそれぞれ異なったブランド力の相乗効果による新事業を創出した。



複数のブランド力を組み合わせることで成功した新商品のラーメン

②ビジネス・プロデューサの活動の周知

ビジネス・プロデューサの活動をより多くの県内企業及び支援機関に周知することを目的とし、福島県内の報道機関と連携して、新聞とラジオによる広報を行った。ビジネス・プロデューサ派遣に対して、事業支援を実施する側と支援を受ける側、双方の視点による情報を発信することで、福島県に対して広く知財活用に対する関心を引き出した。

③知財活用に関する情報発信のためのイベントの開催

知的財産の活用による事業創出の方法に関する広報活動として、以下のイベントを開催した。

i) 事業創出検討会議の開催

福島県の産業振興に携わる自治体や支援機関を対象に、ビジネス・プロデューサによる事業創出のポイントとビジネス・プロデューサとの連携による事業創出の効果について紹介を行い、ビジネス・プロデューサの知見・ノウハウの共有を行った。

ii) 成果報告会の開催

ビジネス・プロデューサの事業創出活動等の成果を県内外に広く報告するため、成果報告会をオンラインで開催した。成果報告会では、まず、特許庁が福島知財活用プロジェクトの総括を行い、本事業における広報・周知活動とビジネス・プロデューサ事業の効果について報告を行った。共催の福島県庁より、同県で実施している知財関連施策についての報告とともに、今後の取組についての発表があった。パネルディスカッションでは、ビジネス・プロデューサ派遣を行い行政機関や支援機関との連携によって成功した事例について報告された。

④支援手順書の作成

本事業でのビジネス・プロデューサ派遣による支援と有識者委員会における議論を元に、ビジネス・プロデューサの事業創出の知見・ノウハウを支援手順書としてとりまとめた。本資料において

は、ビジネス・プロデューサによる支援の実際の事例も用いて、福島県内の企業の知財活用による事業創出の支援を行う際に有効と考えられるビジネス・プロデューサの考え方、支援手順等を詳細に説明しており、福島県内の行政機関や支援機関の担当者が、支援先企業に対する知財活用を推進するために活用できるものとなっている。また、同資料にとりまとめられているビジネス・プロデューサの考え方、支援手順の内容については、福島県内にとどまらず、広く全国の行政機関・支援機関においても有用になることから、特許庁のホームページにて公表している。



支援手順書：<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/fukushima-katsuyo.html>

(「福島知財活用プロジェクト 支援手順書」で検索)

⑤今後の福島県での企業支援の展開

以上のとおり、本事業によって、福島県内の企業に対する知財活用に対する動機付けの強化や、実際の事業化支援、支援機関における知財活用推進のための連携体制の構築を進めることができた。福島知財活用プロジェクト自体は今回の3年目の事業をもって終了となるが、今後は福島県内の各行政機関・支援機関が中心となった支援に展開していくことが重要であり、特に福島県庁においては知財の保護・活用を支援する関連機関との連携体制の強化を進めている。このように、福島県においては地域主導で知財活用を推進していく気運が高まっており、特許庁においてもこのような連携体制の中に参画し、引き続き協力体制を継続していくこととしている。

(第1次) 地域知財活性化行動計画における地域・中小企業支援の実績及び成果

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）はこれまで、地域・中小企業による知的財産の取得・活用を促進させることでイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上及び地方創生に寄与することを目的として、2019年度までの「(第1次) 地域知財活性化行動計画¹⁾」を策定した。（2016年9月26日策定、以下「本計画」という。）

本計画においては3つの基本方針を設定し、各支援施策を推進してきた。

- (1) 「着実な地域・中小企業支援の実施」
- (2) 「地域・中小企業の支援体制の構築」
- (3) 「KPI(成果目標) の設定とPDCAサイクルの確立」

(1) 「着実な地域・中小企業支援の充実」では、地域・中小企業支援に関しては特許庁及びINPITが中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種相談・支援対応など、基盤的な支援取組を着実に実施した。その結果、中小企業の特許料などの一律半減などの施策効果もあり、中小企業による産業財産権の新規出願数は、2015年の11,466件から2019年は14,038件となった。また、INPITが47都道府県に設置している知財総合支援窓口においては、相談支援実績が2015年度の約8万件から2019年度は約10.7万件に増加した。【図1、2】

(2) 「地域・中小企業の支援体制の構築」では、中小企業庁とも密接な連携を図り、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携して、各地域の実情に応じ、ユーザー視点に立ったきめ細かい支援の取組を総合的かつ一体的に展開する体制を構築した。その結果、知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携件数は2015年度の776件から2019年度は2,615件と、3倍以上件数が増加した。【図3】

図1 【中小企業による産業財産権の新規出願数】



図2 【窓口における相談件数】

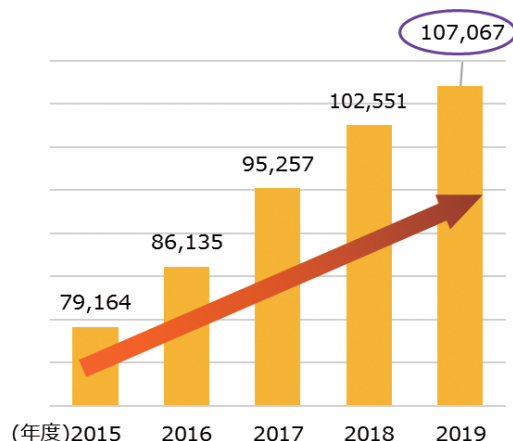
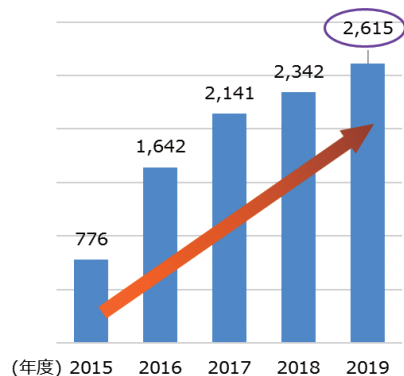


図3 【窓口とよろず支援拠点との連携件数】



¹⁾ 2020年7月14日に本計画は改定され、新たに2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」が策定された。詳細は、第2部第7章2. (1)「第2次地域知財活性化行動計画の策定・推進」(176ページ)を参照。

(3)「KPI(成果目標)の設定とPDCAサイクルの確立」では、上記(1)、(2)で記載した支援施策及び支援体制の下、特許庁及びINPITが支援の取組の成果を客観的に評価できるよう、KPIを設定した。また、各地域や地方自治体の特色を踏まえたきめ細やかな支援施策を実施するため、都道府県別でもそれぞれKPIを設定するとともに、そのPDCAサイクルを確立することにより、KPIの達成が図られた。

具体的には、特許出願件数に占める中小企業の割合は、2015年の13.9%から2019年は16.1%に上昇し、各都道府県においても、売上が増加した例や地方自治体の知財に対する意識が変わったなど多くの成果が生まれ、地域関係者間でそれら成功事例が共有された。【図4、5】

〈出典〉

※図1～5 特許庁HP「地域知財活性化行動計画実績・成果報告書」

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudoukeikaku.html>



図4 【出願件数に占める中小企業割合の推移(内国人出願によるもの)】

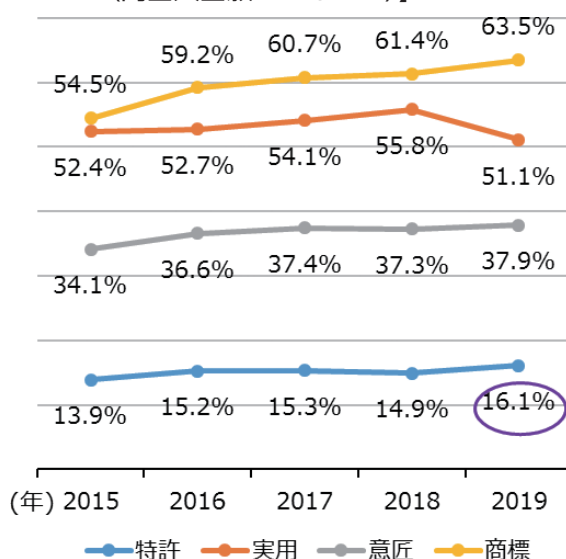


図5 【愛媛県における知財支援で成果が出た事例(一例)】

【愛媛県KPI】商標(ブランド)の支援件数：愛媛県南予地域(宇和島地域、八幡浜地域、大洲地域等)の特色ある特産品の発掘や、地域団体商標、また、東予地域(今治市、西条市、新居浜市、四国中央市等)、中予地域(松山市等)の第3次産業の活性化のために、商標支援件数を平成31年度は、**550件以上**(平成28年度は、愛媛県相談窓口対応511件)創出できるように、地域ブランドの掘起こしを実施する。

実績(令和2年3月末現在)

平成30年度：802件(達成率146%)
令和元年度：943件(達成率171%)

KPI達成(設定)の結果生まれた成果(アウトカム)の具体例

1. 「チョコブリ」の開発・販売に関して、新聞3紙、テレビ等各メディアで取り上げられた。H30.10に県による「チョコブリ」発表の際は、中村知事自らが記者発表を行い、愛媛県「愛育フィッシュ」のさらなる市場評価につながるものとして、期待が高まっている。
2. 大手スーパー、回転寿司チェーンや、中四国地盤のスーパーなど約70社で販売している。また、北米やアセアン地区などへ鮮魚輸出を始めている。
3. 本取組をきっかけに、愛媛県、(株)宇和島プロジェクト、大手菓子メーカーと連携した、新たな商品開発を行っており(R1.10現在)、「チョコブリ」を中心としたオープンイノベーションの取組が実践されている。

各プレイヤーにおける具体的な支援の取組み

H30.6 愛媛県(県農林水産研究所水産研究センター)と地域未来牽引企業である(株)宇和島プロジェクトが共同開発した「チョコブリ」の権利化について、知財総合支援窓口にご相談があった。窓口では、派遣専門家を活用しつつ、特許出願及び商標出願から権利化まで一連の支援を行った。

※「チョコブリ」は、チョコレートに含まれるカカオポリフェノールの効果により、大幅に養殖ブリの鮮度劣化を防ぐことができる。本技術は、特許出願中。

★本支援を契機として、県農林水産研究所水産研究センターの職員が、四国経済産業局が主催、(一財)愛媛県発明協会が実施した「知財担当者育成セミナー」に参加する等、県職員の知財意識の向上につながった。

登録商標第6185058号

★特徴的な商品名を商標権として取得したことにより、マスコミから注目され、販売面の優位性や、商品の高付加価値化を実現している。



5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1) 巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」¹を、2020年度には全国5地域、5都市（うち3都市が初開催）で開催した。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場での検温やアルコール消毒の実施、接触確認アプリ（COCOA）インストールの推奨、会場収容率50%以下とするほか、各開催都市のイベント開催指針に則り開催した。

経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支

援機関等と連携して、知的財産制度や特許庁の支援等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等、普及啓発イベントを行った。



2-7-10図 【巡回特許庁 2020年度実績（※）】

開催都市	開催日時	のべ参加者数	相談コーナー
道北地域	2020年10月22日（木）	252人	4件
秋田市（初開催）	2020年11月5日（木）	117人	7件
富山市（初開催）	2020年10月15日（木）	235人	7件
大阪市	2020年9月8日（火）	509人	13件
宮崎市（初開催）	2020年10月28日（水）	151人	7件

（※）松本市、米子市、高松市、名護市での開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、中止した。



巡回特許庁in道北



巡回特許庁in KANSAI



巡回特許庁in 宮崎

1 「知財のミカタ」（巡回特許庁）について
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai_no_mikata.html



(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」¹を全国各地で広く一般に向けて開催している。[2-7-11図]

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の産業財産権専門官が、知的財産制度の概要や中小企業支援施策について説明を行っている。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容について分野別に

説明を行っている。

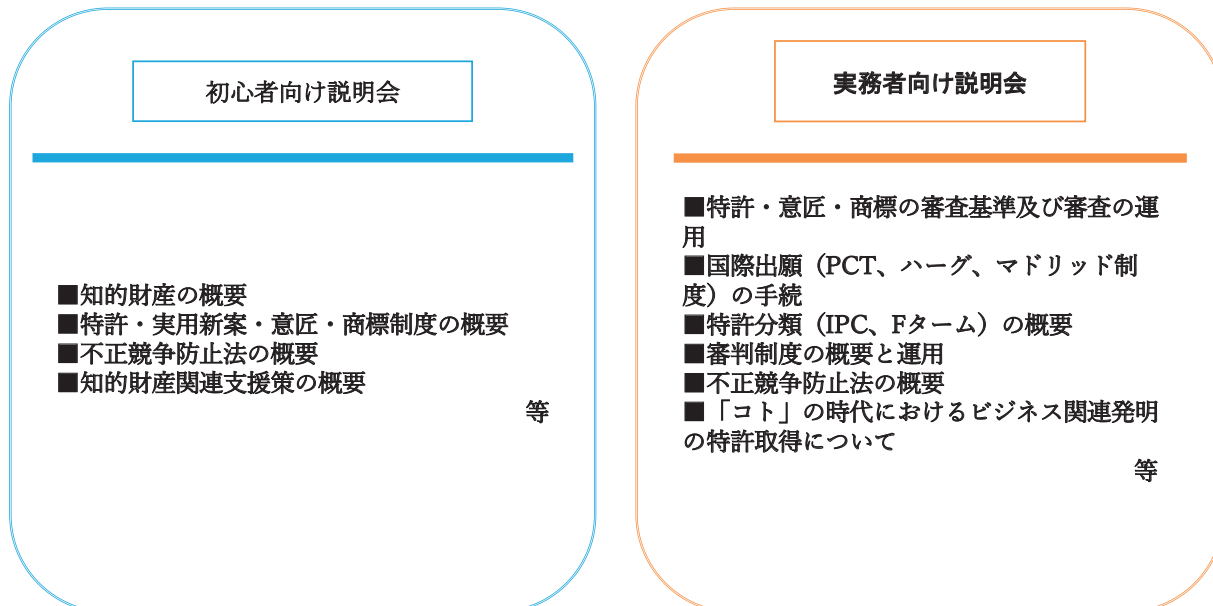
なお2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場における安全対策の強化が必須となっていたことから、全国各地での開催から「初心者向け説明会」「実務者向け説明会」共に、独立行政法人工業所有権情報・研修館の学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンライン配信による説明会を実施した。この結果、聴講者が時間を問わず、かつ学びたいテーマを選択して学習することができるようになり、利便性が高くなったとのユーザーの声も寄せられている。

◇2020年度実績

初心者向け説明会：2020年度末時点で計36,118回再生

実務者向け説明会：2020年度末時点で計12,954回再生

2-7-11図 【知的財産権制度説明会における講義内容】



¹ 知的財産権制度説明会 -知的財産権について学べます（参加費・テキスト無料）-
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html



(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官は、従来は中小企業等への個別訪問や中小企業、金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っていたが、2020年度からは、第2次地域知財活性化行動計画（第2部第7章2. 参照）に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局知的財産室並びに独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携し、地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）採択企業、ベンチャー企業等のポテンシャルの高い企業をターゲットに、知財戦略構築のためのハン

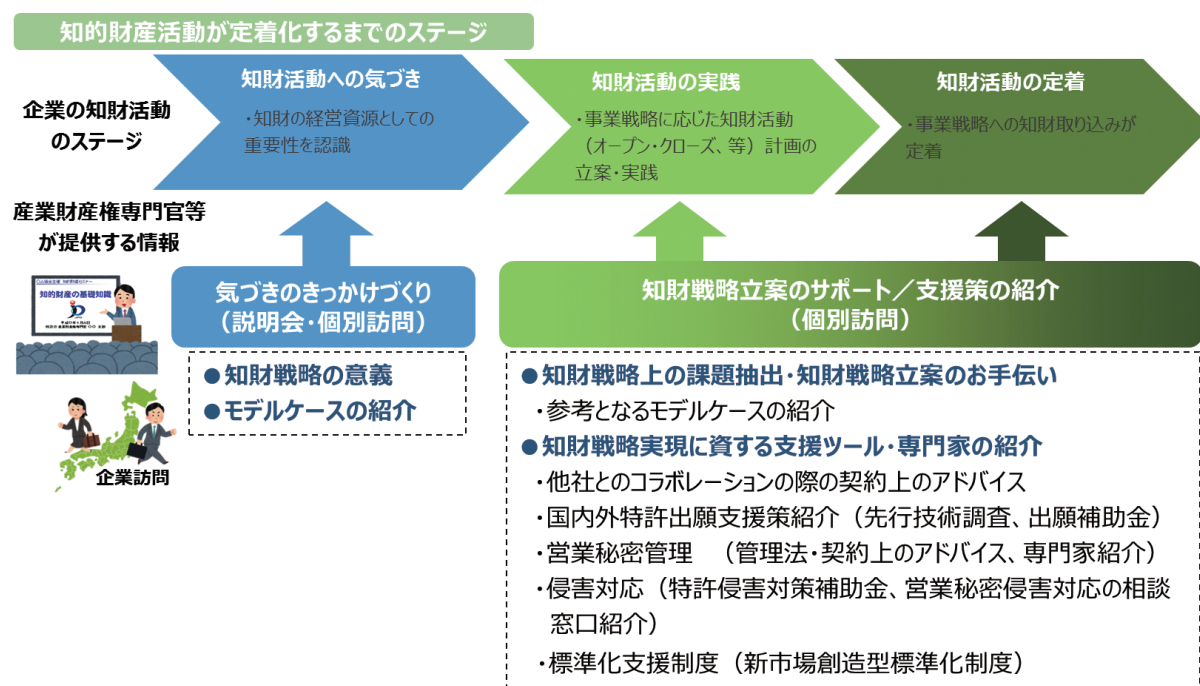
ズオン支援を実施している¹。具体的には、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じた制度・施策の選択・組合せの提案、INPITと連携した課題に応じた専門家の派遣やフォローアップ等を通じて、企業の「稼ぐ力」のステップアップを狙う取組を実施している。[2-7-12図]

その他、知財活用効果が見込まれる地域未来牽引企業等の企業を対象にしたセミナー等も実施して、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

◇2020年度実績

中小企業等へのハンズオン支援：267社
知的財産セミナー・研修会講師：33回

2-7-12図 【ハンズオン支援のイメージ】



¹ <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/hands-on/index.html>



6. 全般的な支援・施策

(1) 情報の提供による支援

① 特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報¹」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要である。特に、公報に掲載される情報は特許情報の中心であり、特許公報を例に挙げれば、以下に示す技術情報と権利情報とが含まれている。

・技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の国際特許分類（IPC）や我が国独自の分類であるFI、Fターム等の分類記号が付与されてい

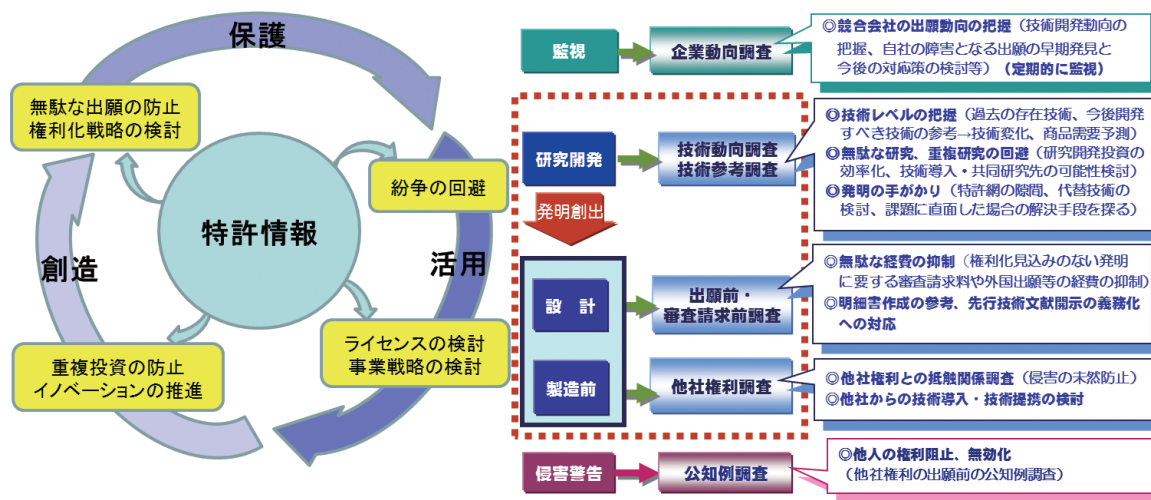
る。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の技術情報を効率的に抽出することができる。

・権利情報

公報の特許請求の範囲には、権利化された発明又は権利化され得る発明に関する権利範囲が明示されている。当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

特許庁又は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が運営する特許情報提供サービスに関しては、2016年5月に公表された情報普及活用小委員会の報告書²において、グローバル化に対応しつつ、IT技術の進展、外国庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及びINPITは、この方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

2-7-13図 【特許情報と知的創造サイクル】



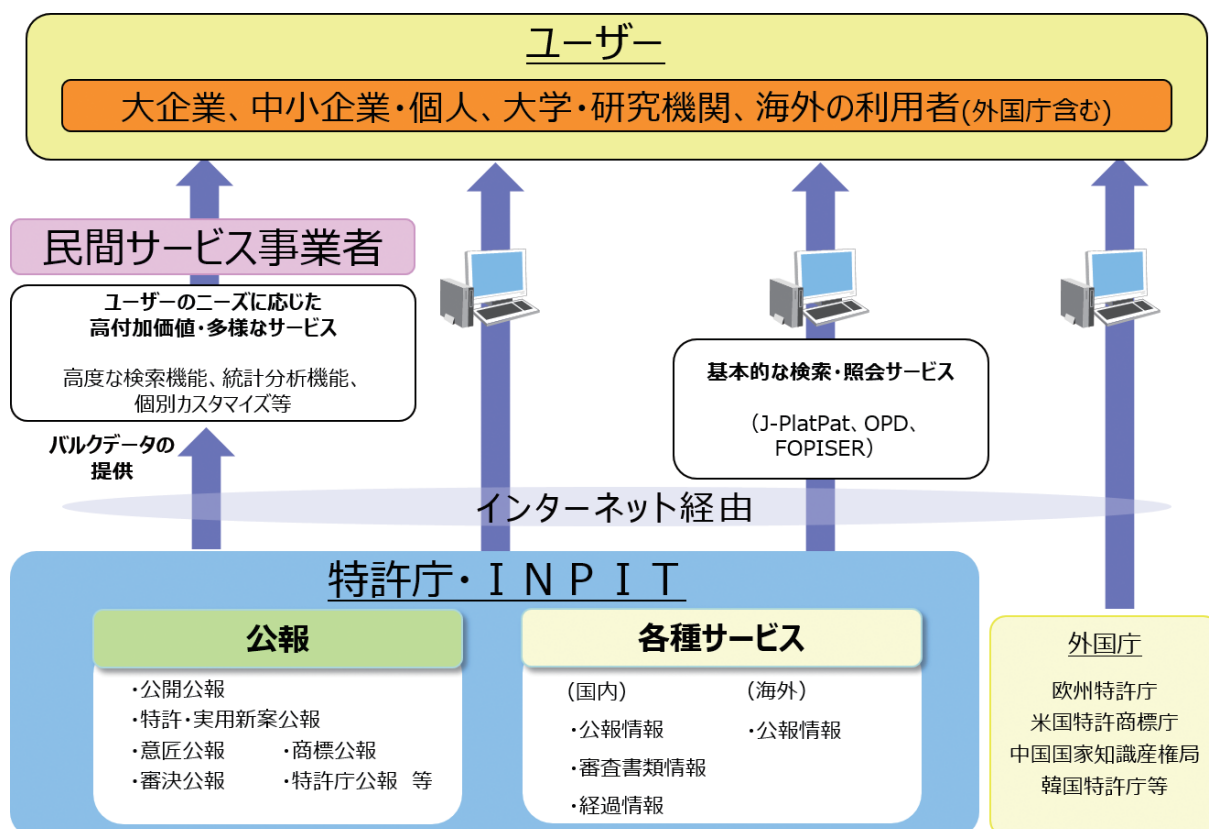
（資料）特許庁作成

1 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2 <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>



2-7-14図 【特許情報の普及・活用の流れ】



(資料) 特許庁作成

b. 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム¹ (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することができる。日本や海外における出願・審査・審判に関する経過情報(ドシエ情報)を照会することもできる。また、AIを用いた機械翻訳により、日本公報及び日本審査書類の日英翻訳も提供している。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億6,600万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2020年度には、特許実用新案分

類照会(PMGS)における一覧しやすい簡易表示の追加や中国語・韓国語文献の日本語機械翻訳の改良などの機能改善が行われた(Column9参照)。

c. 外国特許情報サービス (FOPISE)

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス² (英語名: Foreign Patent Information Service、略称: FOPISE)」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPISEでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワー

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

2 <https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/> (サービス提供時間: 開庁日の9時から20時まで)



2-7-15図 【特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧】

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州 (EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、旧東ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス (FOPISE)	特許・実用新案	台湾智慧財産局、シンガポール、ベトナム、タイ、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
	商標	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠 (画像意匠)	日本

ド等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

また、特許庁は、2020年6月に、中国における特許及び実用新案の拒絶査定不服審判と無効審判の審決について、判事事項の根拠条文や日本語のテキスト等による検索や、人手による日本語翻訳文の照会を可能とする機能を追加した。ユーザーは、進歩性の判断など、中国における審判の判断傾向の分析に、当該機能を利用することができる。

特許庁は、今後も、ユーザーの関心が高い海外の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるように、対象国・機関の拡大を図っていく。

d. 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」¹を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファ

イルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

- イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる
- 並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる
- 日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらず、比較画像のイメージファイルを入力するだけで調査をすることができる
- 専門的な知識を有する者は、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことができる。更に2020年12月よりDタームによる絞り込み検索が可能になり、効率的な調査をすることができる
- 気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV形式でダウンロードすることができる

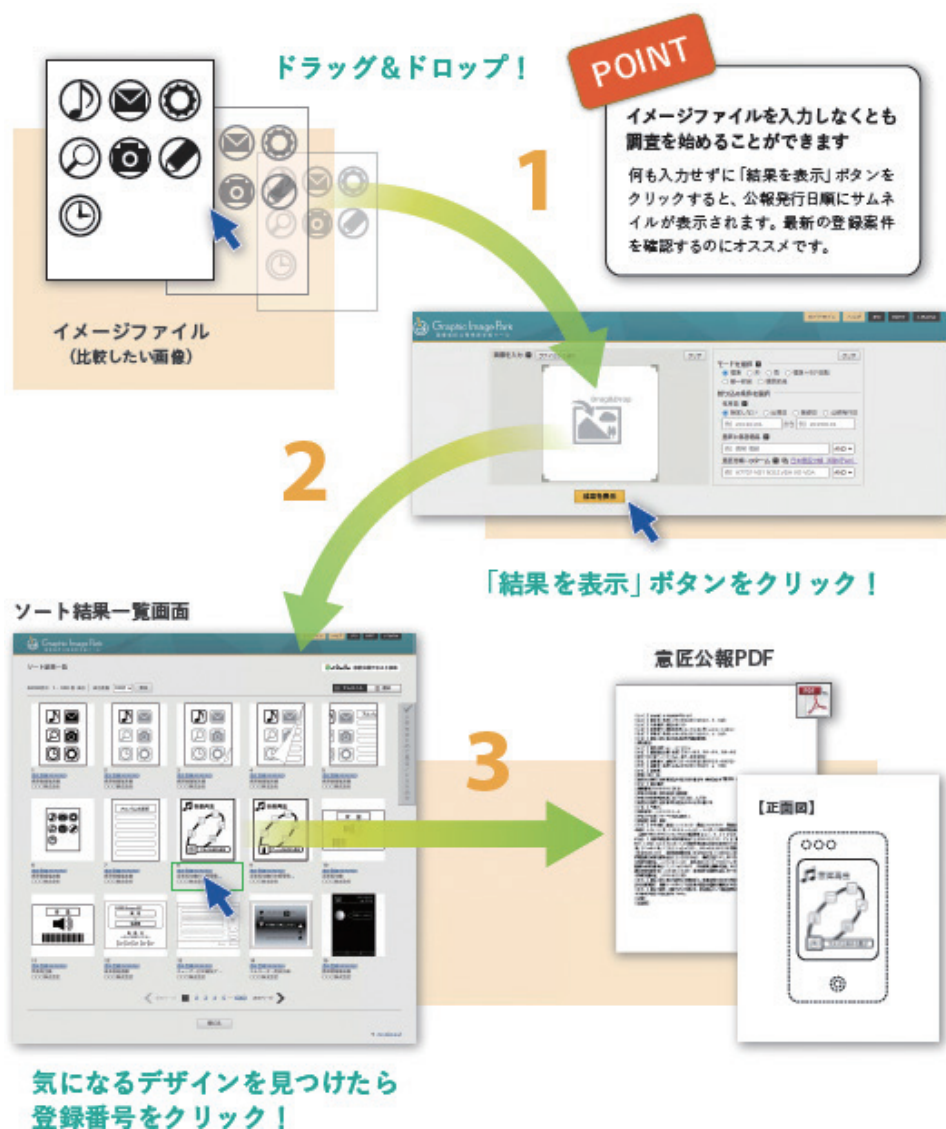
¹ <https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>



2-7-16図 【画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) のトップページ】



2-7-17図 【画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の基本的な使用方法】



e. 海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述したJ-PlatPat、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。

f. 特許庁が保有するデータの一般提供¹

特許庁及びINPITは、特許情報標準データ、公開特許公報英文抄録（Patent Abstracts of Japan (PAJ)）、等の各種データを作成している。また、上述のように、海外特許庁・国際機関との交換により、諸外国の公報等のデータを入手している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat又はFOPISERに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間の特許情報サービス事業者向けに、上述の各種データを一括してダウンロードできるサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-7-18図 【特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ】

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすいTSV形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録（PAJ）	日本の公開特許公報の要約を手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中韓文献機械翻訳文	中国及び韓国の特許・実用新案文献の全文を機械翻訳したもの。

¹ 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編第6章2.を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト¹」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク²は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,884件（2021年3月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-7-19図 【新興国等知財情報データバンクのイメージ】

新興国における知財リスク等に関する情報提供

◎各国法制度と運用実態の情報

各国法制度

特許法、審査基準 等

- 例1) シンガポールにおける特許出願の補正の制限
- 例2) 中国における商標法改正

運用実態

審査の流れ、侵害訴訟、手続きの流れ

- 例1) 韓国意匠出願手続における期日管理
- 例2) ブラジルにおける特許出願から特許査定までの期間の現状と実態に関する調査

◎模倣品問題の情報

模倣品の現状

- 例1) カンボジアにおける模倣品の実態
- 例2) 南アフリカの模倣業者

模倣品の調査と摘発

- 例1) インドネシアの模倣被害に対する措置および対策
- 例2) 中国の模倣被害に対する措置および対策

◎技術流出問題の情報

営業秘密管理

- 例1) ベトナムにおける営業秘密保護に関する法制度および運用状況について
- 例2) タイにおける営業秘密ならびに職務発明、職務著作および職務意匠の保護

技術流出防止

- 例1) 中国における技術流出に対する法的対応と実際
- 例2) 韓国における交渉の準備と実施、契約の履行と管理

1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

2 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



④特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2021年3月末時点で利用企業は約1,500社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a. 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：307件の大学等
（2021年3月末時点）

b. 開放特許情報データベース³

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：25,643件（2021年3月末時点）
（うち 企業：3,906件、大学・TLO：8,425件、公的研究機関等：12,354件）

c. リサーチツール特許データベース⁴

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：327件（2021年3月末時点）
（うち 企業：10件、大学・TLO：182件、公的研究機関等：134件）

1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>

2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

3 <https://plidb.inpit.go.jp/>

4 <https://plidb.inpit.go.jp/research/home>



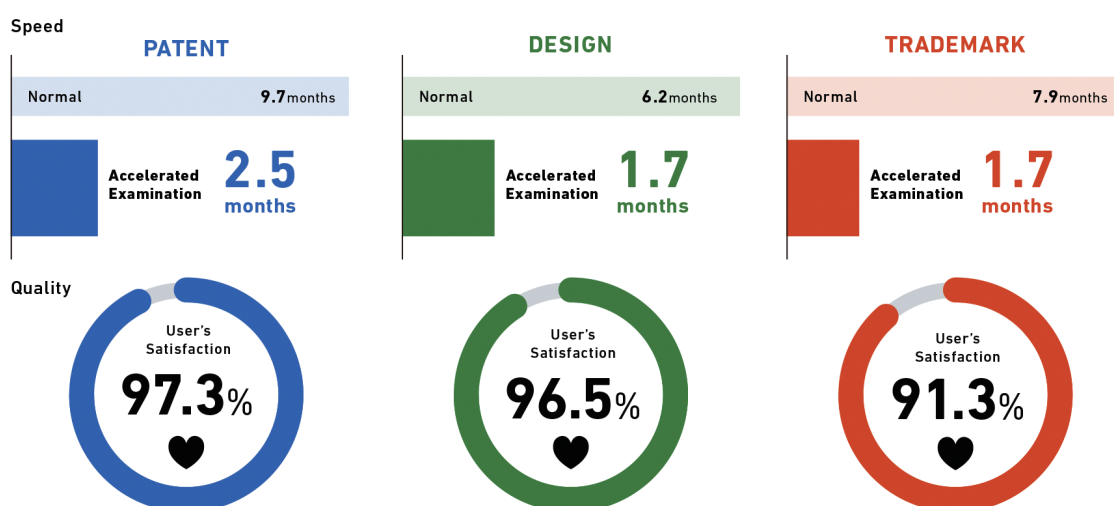
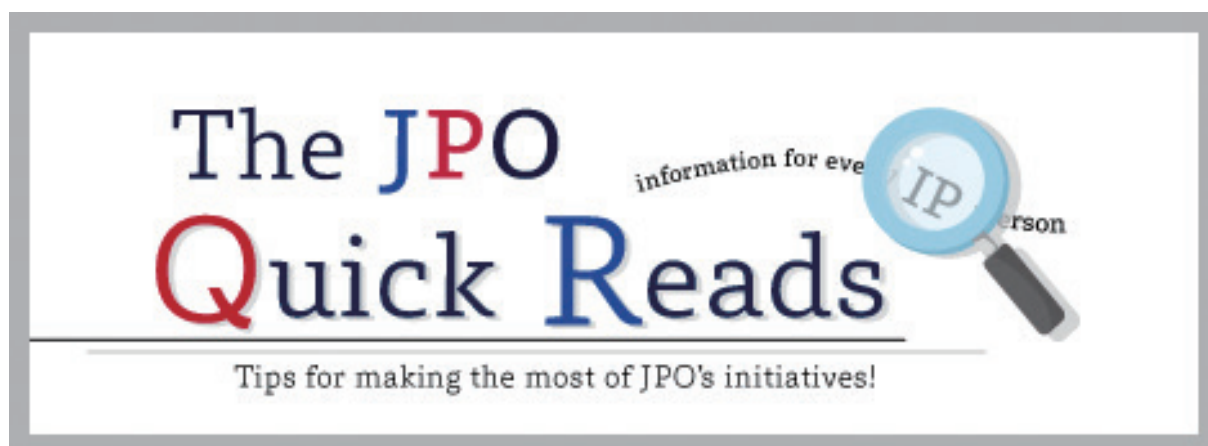
⑥海外ユーザーへの情報発信

a. 「The JPO Quick Reads¹」の発信開始

特許庁ホームページ英語サイトにおいて、海外ユーザーが利用可能な特許庁の施策情報・最新統計情報等の定期的発信「The JPO Quick Reads」を開始した。2020年度には、24回にわたり、早期審査制度、AI・IoT関連の取組、グローバルな権利化に資する国際協力の取組などの施策情報を中心に発信した。また、特許庁公式英語版Twitter²による発信を併用し、より広い周知を図った。本情報発信によって、海外ユーザーによる我が国特許庁への出願・円滑な権利化を支援するとともに、我が国特許庁の活動への理解を促している。

b. 「The JPO Key Features³」の公表

特許庁に出願するメリットを知った上で、我が国への出願を検討していただくべく、審査の迅速性、品質、PPHによる世界最大のグローバルネットワーク、AI関連発明審査事例、事業戦略まとめ審査、ユーザーとの面接審査などについて、特許庁ホームページ英語サイトに特長などをまとめて公表した。



1 <https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

2 https://twitter.com/JPO_JPN/

3 <https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>



c. 海外ユーザー向けナビゲーションページ「The Step-by-step Guide」の公表

特許庁ホームページ英語サイトには、詳細な資料は充実しているものの、それぞれの資料にたどり着くのが難しい、資料同士の関係性を理解しにくい場合がある、などの声があった。そこで、海外の出願人がより簡易に情報にたどり着くことができるように、特許・実用新案・意匠・商標の法域別に、出願・審査・登録等の時系列に沿って情報をまとめたナビゲーションページ¹「The Step-by-step Guide」を作成し、公表した。

(2) 料金面等における支援

①個人・中小企業・大学等を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の減免措置を講じている。

◇2020年度実績

○資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置

・特許料(第1年分から第3年分)の減免
：744件

・審査請求料の減免：1,958件

○中小企業等²に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置

・特許料(第1年分から第3年分)の軽減
：16,367件

・審査請求料の軽減：25,912件

○中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置

・特許料(第1年分から第3年分)の軽減
：7,168件

・審査請求料の軽減：9,393件

○大学等の試験研究機関に対する特許料・審査

請求料の半額軽減措置

・特許料(第1年分から第3年分)の軽減
：8,260件

・審査請求料の軽減：7,523件

b. 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁は、特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する手数料(国際出願手数料及び取扱手数料)を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

◇2020年度実績³

○中小企業等⁴に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置

・送付手数料・調査手数料の軽減：2,132件

・予備審査手数料の軽減：96件

・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,966件

○中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置

・送付手数料・調査手数料の軽減：1,743件

・予備審査手数料の軽減：77件

・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,687件

○大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置

・送付手数料・調査手数料の軽減：1,976件

・予備審査手数料の軽減：146件

・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,817件

¹ <https://www.jpo.go.jp/e/system/professionals/index.html>

² 法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業を含む。

³ 2021年5月26日時点の暫定値。

⁴ 研究開発型中小企業を含む。



(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト¹」において、申請書類の書き方ガイドや書類作成支援ツール「さくっと書類作成」、よくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供し

ている。また、電子出願ソフトの具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇2020年度実績

相談件数：10,146件

The screenshot displays the '電子出願ソフトサポートサイト' (Electronic Filing Software Support Site) interface. The site provides various support resources for electronic filing software, including guides, manuals, and contact information for the support center.

What's New

- 2021.02.18 特許庁受付サーバの接続先URL及び特許庁受付サーバのSSLサーバ証明書変更について を公開しました。
- 2021.03.18 インターネット出願ソフトVer.[4.20] をリリースしました。
- 2021.03.18 さくっと書類作成Ver.[1.1.0] をリリースしました。
- 2021.03.18 ひな型 Windows版 [2021.04] をリリースしました。
- 2021.03.18 申請書類の書き方ガイド を更新しました。
- 2021.03.18 設備の保安点検に伴う電子出願ソフトサポートセンターFAX不通のお知らせ を公開しました。
- 2021.03.18 仕様変更 Ver.[4.20]の変更内容 を更新しました。
- 2021.03.05 特許庁サーバの稼働状況(臨時メンテナンス情報について) を更新しました。
- 2021.03.05 インターネット出願ソフトVer.[4.20]リリースのお知らせ を公開しました。
- 2021.03.05 2021年5月以降の発送・庁内書類データ形式変更について を更新しました。
- 2021.03.05 オンライン手続可能なインターネット出願ソフトのバージョンについて を更新しました。
- 2021.03.05 インターネット出願ソフトの動作確認済環境について を更新しました。
- 2021.03.05 macOS X 動作確認済環境について を更新しました。

申請書類の作成

- 申請書類の書き方ガイド
- ひな型より作成
- さくっと書類作成
- Wordをご利用の方へ

インターネット出願ソフト

- ユーザガイド
- 操作マニュアル
- ダウンロード
- よくあるQ & A

特許庁サーバの稼働状況

インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関するお問い合わせ先
電子出願ソフトサポートセンター

- 受付時間 平日9:00～20:00
- TEL(東京) 03-5744-8534
- TEL(大阪) 06-6946-5070
- FAX.03-3582-0510

休日・夜間の連絡状況・障害に関するお問い合わせ先
特許庁 ホットライン
TEL.03-3580-5002

¹ <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



(4) 相談業務による支援

① 経営課題の解決に向けて知財の側面から解決を図る総合支援（知財総合支援窓口）

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、中小企業等が抱える経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置している。

知財総合支援窓口では、特許権等の権利取得に向けたサポートをはじめ、企業経営におけるアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、経験豊富な窓口担当者によるアドバイスを受けることができる。経営課題の解決に向けては、知的財産の専門家である弁理士・弁護士をはじめ、デザイナーや中小企業診断士等の様々な専門家とも協働し、さらに、よろず支援拠点や中小企業支援センター、自治体、商工会・商工会議所をはじめとする地域の中小企業支援機関等と連携して、効率的・網羅的な支援サービスを提供している。

また、地域経済を支える中小・ベンチャー企業等に対して、知財の戦略的活用を見据えた中長期的な支援計画を策定し、様々な専門人材を活用した重点的な支援も実施している。

知財総合支援窓口では、例えば以下の支援を提供している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

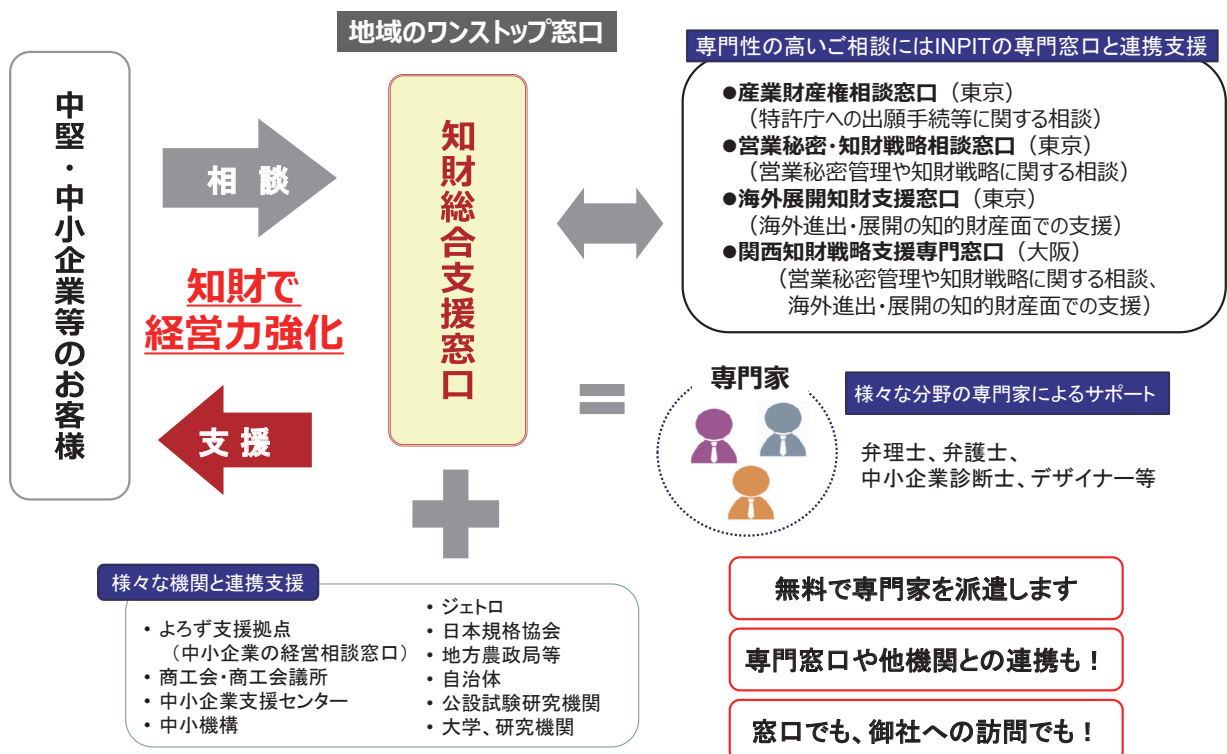
b. 特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

2-7-20図 【知財総合支援窓口における相談対応】



d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

h. 職務発明規程の導入等に関する支援

2015年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i. 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j. 知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k. 他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

l. 重点的な支援

事業成長上の効果が期待できる企業を対象に支援計画を構築し、複数の専門家との連携による総合的な支援。

◇2020年度実績 相談件数：118,514件



「知財ポータル」(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>) :
各都道府県の知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

②出願手続・産業財産権に関する相談

a. 産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、メール、文書（手

紙、ファックス）にて行うことができる。

◇2020年度実績

相談件数：28,257件

窓口相談 平日9：00～17：45
（受付は17：30まで）

電話相談 TEL 03-3581-1101
（内線2121～2123）

（平日8：30～18：15）

¹ 産業財産権相談窓口 https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html



b. 知的財産相談・支援ポータルサイト¹

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダ

ウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接産業財産権相談窓口に問合せをすることもできる。

◇2020年度実績

FAQ閲覧利用件数（産業財産権）：471,335件



知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ及び各部の相談ページ



1 知的財産相談・支援ポータルサイト <https://faq.inpit.go.jp/>



③営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密としての管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な民間企業出身者や弁護士等の専門人材が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門人材に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

2020年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では387件、関西知財戦略支援専門窓口では132件の相談に対応した。

その他、営業秘密を含めた知財戦略の理解を深めるため、知的財産相談・支援ポータルサイト³におけるeラーニング等のコンテンツ提供や、地方自治体や中小企業支援機関が主催するセミナー・講演会、および中小企業における社内研修等への講師派遣等の活動を展開している。

お問い合わせ先

（営業秘密・知財戦略相談窓口）

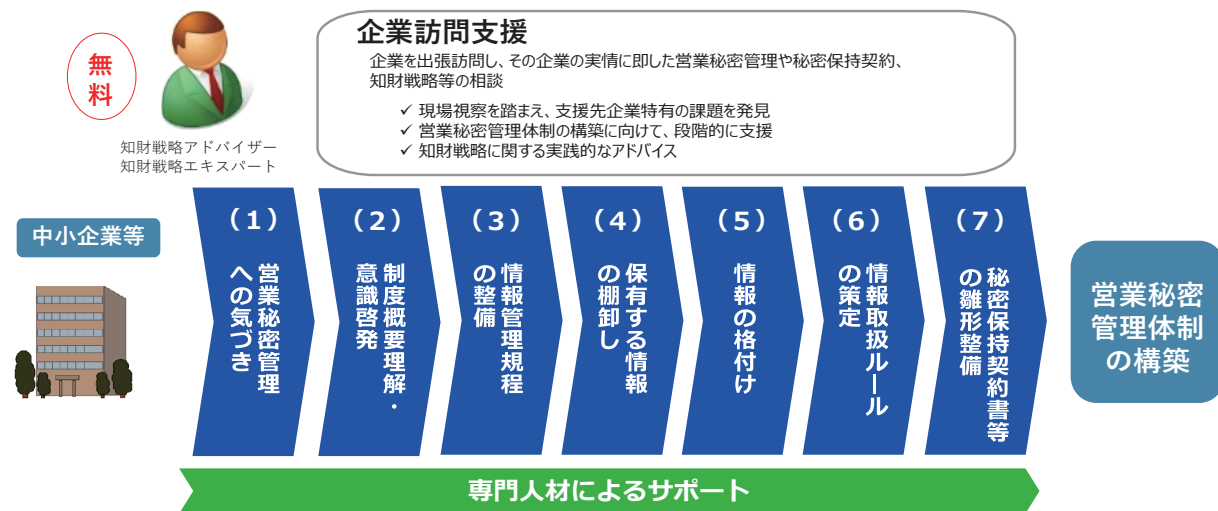
TEL 03-3581-1101（内線3844）

E-mail trade-secret@inpit.go.jp

（関西知財戦略支援専門窓口）

TEL 06-6486-9122

2-7-21図 【INPITの専門人材による営業秘密に関する企業訪問支援】



1 主に「知的財産戦略アドバイザー」という専門人材が相談に対応している（<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>）

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している（https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html）

3 知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）（<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>）



④海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している。知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²という専門窓口において相談を受け付けており、2020年度は、それぞれ338件及び164件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、

INPITの上記専門窓口は、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口（第2部第7章6.(4)①参照）等のINPITの他の窓口や他機関との連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

お問い合わせ先

（海外展開知財支援窓口）

TEL 03-3581-1101（内線3823）

E-mail ip-sr01@inpit.go.jp

（関西知財戦略支援専門窓口）

TEL 06-6486-9122

2-7-22図 【INPITの専門人材による海外展開に関する相談への対応】



1 「海外知的財産プロデューサー」という専門人材が相談に対応している（<https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>）。海外知的財産プロデューサーの具体的な支援事例については、第2部第7章6. Column 10を参照。

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している（https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html）



⑤その他の相談

a. 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、窓口担当者向け研修における農業分野のAI・データ契約ガイドラインをテーマとした農林水産省による講義の開催、

加えて、農林水産省の普及指導員等を対象とした研修においてINPIT・知財総合支援窓口を紹介するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催した「巡回特許庁」において、農林水産省と連携してGI保護制度について説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んだ。

b. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関する相談

J-PlatPat¹の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPatヘルプデスク
TEL 03-3588-2751（平日9：00～21：00）

¹ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

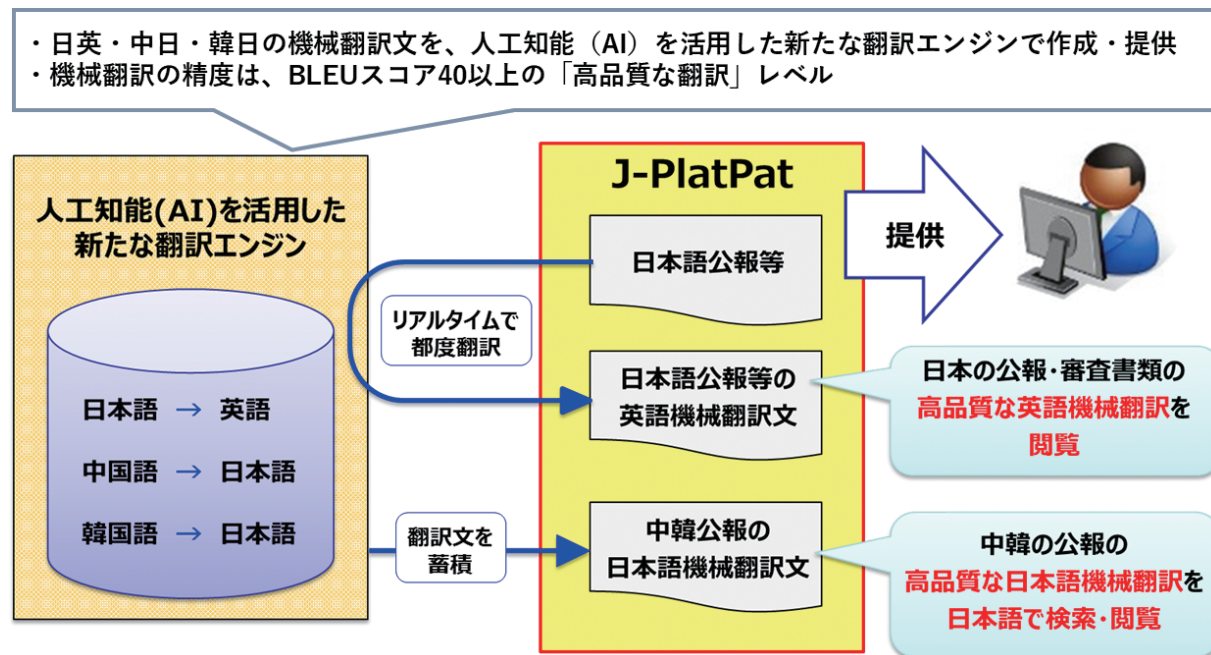


特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善

2020年度に、さらなる利便性向上のため、J-PlatPatの機能改善を行った。主な改善点を以下に紹介する。

- 特許実用新案分類検索（PMGS）において、一覧しやすい簡易表示を追加
- 審査公報の番号検索の検索項目として出訴番号を追加
- 検索結果のCSV出力件数の上限を、100件から500件に拡大
- RSS配信の対象を全出願に拡大
- 審査公報の検索項目として「全文」を追加
- 機械翻訳システムにおける中国語・韓国語文献の日本語翻訳品質を改良

図 【J-PlatPatで利用する機械翻訳システムの概要】



※日英機械翻訳文の訳質向上は2019年5月に実施。

海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサー¹は、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を実例として紹介する。



～株式会社大建（福岡県福岡市）～
代表取締役 松尾憲親 氏

「知的財産権取得の目的を明確化」

同社は、土地の買収・移転に伴う権利者への補償に関する業務をメインとして、1974年の創業以来発展してきた。社会に貢献できるまちづくりの仕事を行っていくという使命のもと、雨水貯水地下タンク「ためとっと」の事業を開始した同社は、日本において特許権を取得していたものの、海外においてはどのように自社技術等を保護すればよいか悩みを抱えていた。

そんな折、福岡市で開催された海外展開支援施策説明会＆個別相談会に参加し、海外知的財産プロデューサーに相談を行ったことがきっかけで、同プロデューサーによる支援が始まった。

具体的には、同プロデューサーによる支援のもと、ノウハウ等の秘密情報管理体制の構築、海外事業展開国に対する「ためとっと」の日本語表記

やローマ字表記の商標出願、及び同社登録商標の適正使用を目的とした商標使用ルールの設定を行った。

「さらなる海外展開を目指して」

同社が当初予定していた海外展開プロジェクト時に、同プロデューサーの継続的な支援を通じて、社内における知的財産の管理体制の整備や取得した知的財産権の整理を行った。同プロジェクトは延期となってしまったが、これらは今後に活用できるものであり、新たな海外展開先を模索中である。

また、日本と外国における知的財産の取扱い方の違いなどについても助言を受け、いつでも海外に進出できるように準備を進めている。

¹ 海外知的財産プロデューサーによる海外展開に関する相談については、第2部第7章6.(4)④を参照

〈取材企業の声〉

知的財産権の必要性は感じていたが、活用方法や権利化の優先順位がわからなかった。海外知的財産プロデューサーに相談してそれらを理解することができた。

我々の成功を考えた本音の助言をもらっており、何でも相談させてもらっている。

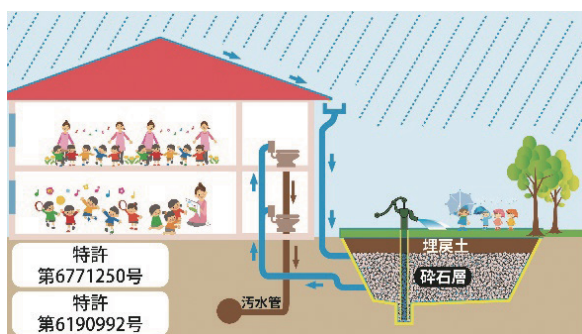
海外展開に関する教訓、知財管理や契約に対応する準備ができた。

(株式会社大建 代表取締役 松尾憲親 氏)

〈海外知的財産プロデューサーのコメント〉

本件は海外における新規事業の展開をサポートする知的財産戦略の構築と実行を支援した事例である。今後は国内における事業展開も視野に入れて支援を継続する所存である。

(海外知的財産プロデューサー 松島重夫)



ためととの仕組み（左）及び海外での工事風景（右）

7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、国内外の大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2020年度の意見交換会の実績

2020年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ140件程度実施した。また、2020年度の意見交換の中では、海外企業に我が国の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、

これらの課題を把握するため、海外企業の実務者レベルとの意見交換を3件実施した。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面形式のみに加えオンライン形式でも実施した。

(2) 2020年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、企業経営における特許情報の戦略的活用、海外での模倣品対策、紙書類手続きの電子化推進等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-7-23図 【紹介した主な支援策】

戦略的な知的財産活動支援	・ 早期審査 ・ オンライン面接審査 ・ 事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	・ 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡充 ・ PCT協働調査試行プログラム ・ 日本国特許庁の審査官による海外特許庁との審査実務調和の推進及び研修の実施
With/Afterコロナ時代に向けた支援	・ 特許庁における押印廃止・デジタル化の推進 ・ 口頭審理のオンライン化 ・ AI関連発明の特許審査事例の各国への浸透
その他の支援	・ 経営課題を解決するための知財戦略事例集 ・ スタートアップ支援プログラム

グローバル知財戦略フォーラム2021

2021年1月25日、特許庁は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と共催で「グローバル知財戦略フォーラム2021¹」を開催した。本フォーラムは、ビジネスとデータを含む知的財産の環境や機能が大きく変わる中、グローバルな広がりをもった「ビジネス・知財総合戦略」の実例を紹介するものである。

2021年は「知財のチカラで拓け、新時代」をテーマに講演・対談・パネルディスカッションが行われた。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無観客・オンライン中継配信形式で実施したが、当日は約1,000名（最大同時接続数）の方々にご参加いただいた。

講演プログラム

- 特別講演
 - ・東レの研究・技術開発戦略と知財戦略
- 対談
 - ・成功に導く出資・M&A・アライアンス戦略
～エキスパートから学ぶ失敗しないための
Tips～
- 昼セミナー
 - ・IPランドスケープ²の新潮流～「IPL推進協議
会」の設立と活動

●パネルディスカッション

- ・A1 スマート農業の現状と将来の可能性～
知財がひらく未来～
- ・B1 日本におけるMaaSやモビリティ変革の
実現に向けた動向
- ・A2 モノが売れるUXデザインと知財
- ・B2 地域におけるオープンイノベーション
- ・A3 日本企業の強みを生かすプラットフォー
マーのカタチ
- ・B3 オープンイノベーション時代の知財契
約条項の新たな潮流



【対談】

「オープンイノベーション」を成功に導く出資、M&A、アライアンス戦略における知財情報の活用について、対談形式で紹介



【パネルディスカッションA2の様子】

国内市場が縮小する中で、世界を視野に入れてどのように競争するか、デザインが果たす役割はどう変わるか、そして知的財産をどう活かしていくかについて、多角的な視点で議論

1 講演資料及び開催報告書（講演要旨等）<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/index.html>

2 IPランドスケープとは、経営戦略又は事業戦略の立案に際し、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有すること。



「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究¹」の紹介

1. 調査研究の背景と目的

日本企業を取り巻く競争環境が厳しさを増す中、経営層は、迅速・的確に経営判断を行う必要がある。迅速・的確な経営判断には、客観的な裏付けが必要であり、公開情報たる知財情報は経営判断に有益な情報の一つであることから、経営判断における知財情報の活用（IPランドスケープ）がますます期待されている。

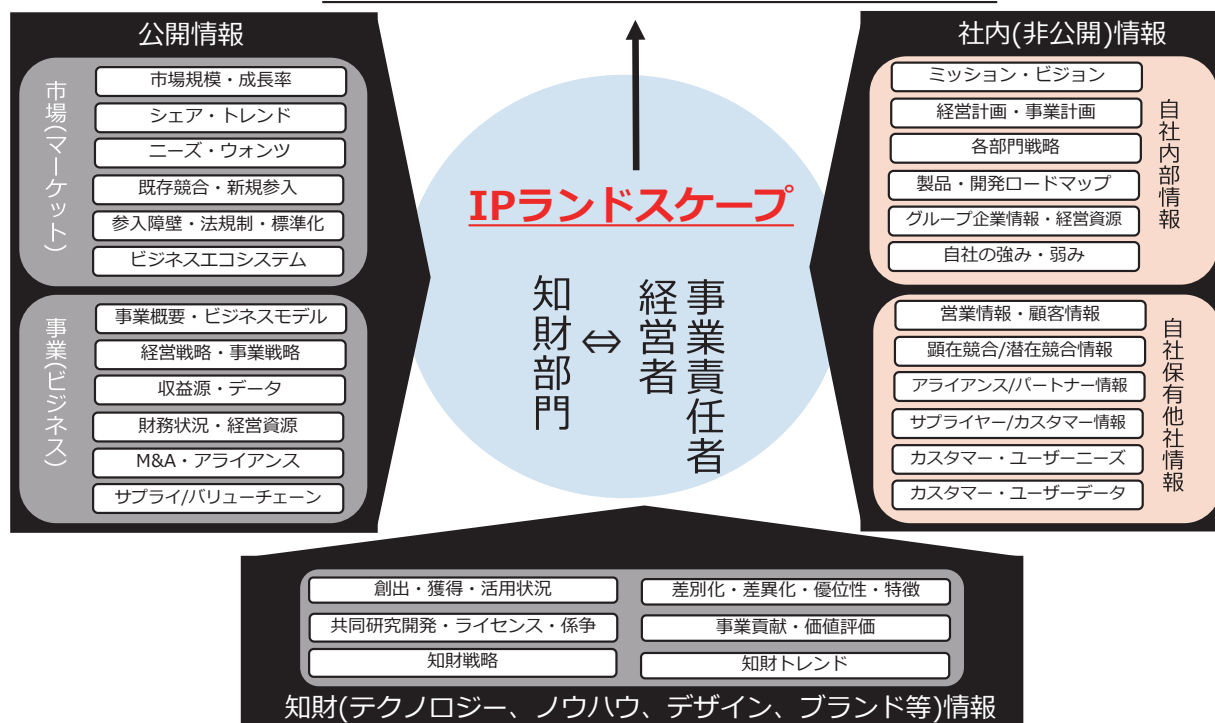
そこで、特許庁としても知財情報を活用した経営の普及・定着に貢献するべく、IPランドスケープの取組の現状を可視化し広く共有することを目的として調査研究を実施した。

2. IPランドスケープの定義

本調査研究では、IPランドスケープを「経営戦略又は事業戦略の立案に際し、①経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、②その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有²すること」と定義した。

図表① 【IPランドスケープの概要図】

経営戦略・事業戦略の立案・意思決定



1 「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」について：<https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai-jobobunseki-report.html>

2 ここでの共有とは、分析結果を提示することをきっかけに、経営戦略又は事業戦略の立案検討のための議論や協議を行ったり、分析結果に対するフィードバックを受けたりするなどの双方向のやり取りが行われることをいう。

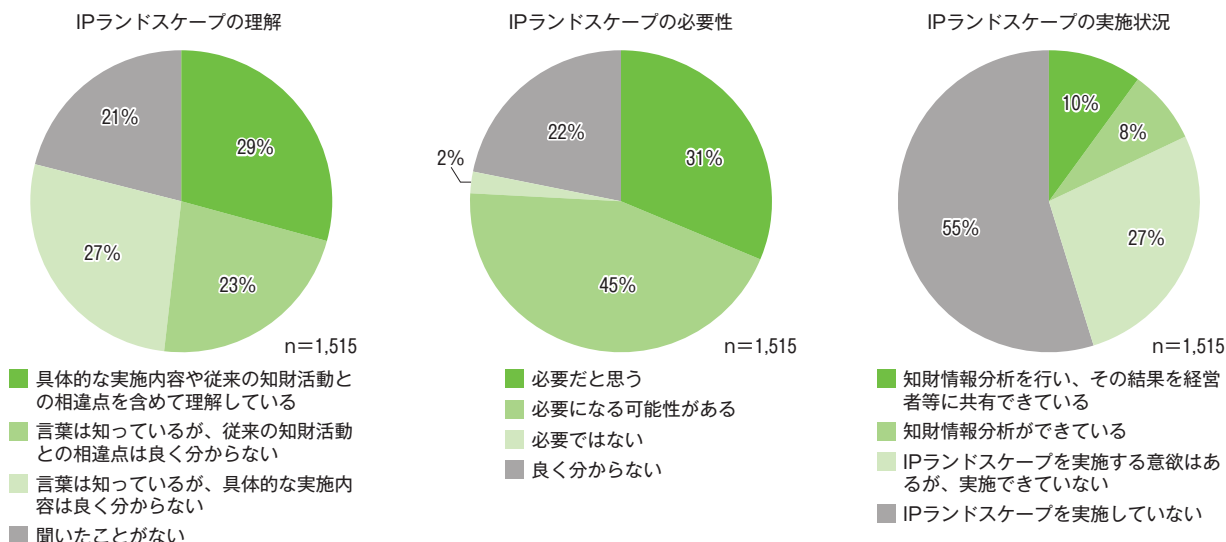


3. IPランドスケープの現状について

IPランドスケープという言葉を知っている者は約8割を占める。その内、IPランドスケープを理解している者は約3割であった。また、IPランド

スケープが必要と回答した者は約8割であったものの、IPランドスケープを十分に実施できていると回答した者は約1割であった（図表②参照）。

図表② 【IPランドスケープの理解・必要性・実施状況】



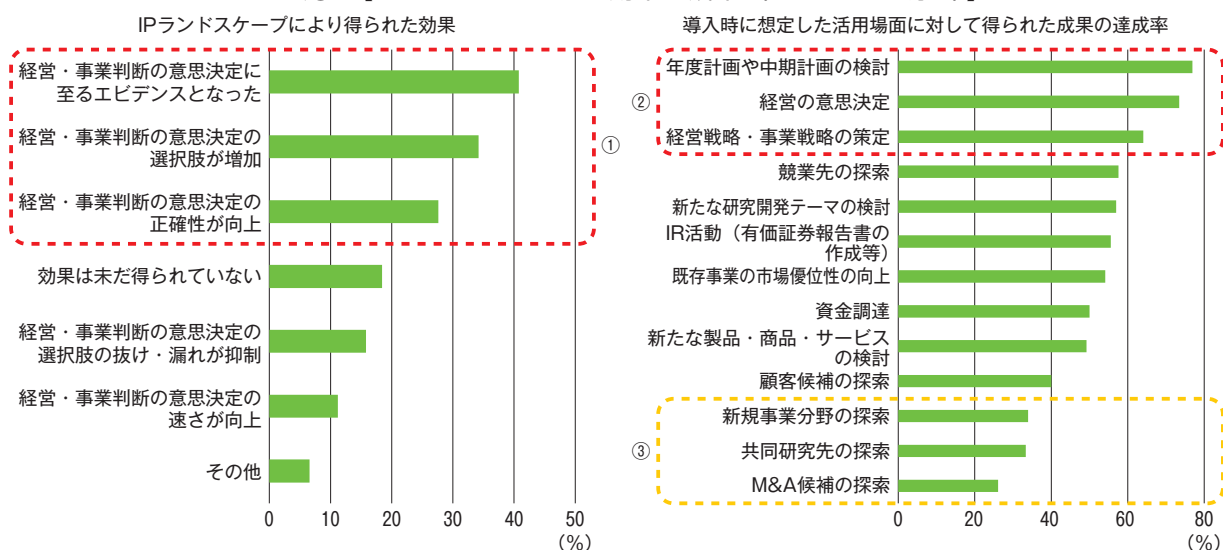
IPランドスケープを導入したことによる効果及び成果（アンケート調査）は次の通り（図表③参照）。

①IPランドスケープは、主に経営・事業判断の意思決定のエビデンス・選択肢の増加・正確性の向上等に寄与する。

②IPランドスケープを、自社で完結できる戦略策定や計画策定等へ活用することを想定する者が多いが、6割以上の者が当初の想定通りの効果が得られている。

③不確実性の高い「M&A候補の探索」、「新規事業分野の探索」、「共同研究先の探索」等で

図表③ 【IPランドスケープの効果・成果（アンケート調査）】



n=152
※IPランドスケープの定義が実施できていると回答した者
※複数回答

達成率：「導入当初の活用場面」での回答者が選んだ項目において、「得られた成果」で成果があったと回答した者の割合

n=152
※IPランドスケープの定義が実施できていると回答した者
※複数回答

図表④ 【IPランドスケープの効果・成果（ヒアリング調査）】

事業フェーズ		構想期		立上期		成長・成熟期	
IPランドスケープの目的		戦略策定	M&A	協業先の探索	新規事業創出の支援	事業を優位に導く	資金調達
フェーズ	目的	ヒアリング調査で得られたIPランドスケープの効果・成果					
構想期	戦略策定	・ IPランドスケープにより、競合他社のCEOの頭の中を可視化したものに、同社CEOが強く関心を示し、CEO自らがIPランドスケープを使って説明される場面も。 ・ 知財情報を通して競合他社の動向を把握することで、同社の知財戦略の妥当性の確認に役立っている。 ・ 研究開発部門に競合他社の動向を共有している。 ・ 未知の事業分野において、どのような企業が存在するか等を可視化でき有効。 ・ IPランドスケープによって自社の強みに気付いたことが契機となり、強みを活かした分野の研究開発に注力。 ・ 新たな研究テーマの発掘には、知財情報の分析・解析は有効。自社のシーズがどのようなニーズに届くか等は知財情報で可視化し易い。					
立上期	M&A	・ IPランドスケープによりM&A対象候補社の技術内容や取組に関する検証を行い、同社とのシナジーに関するポジティブな結果を経営に報告。当該M&Aにおける判断要因の一つとなった。					
	協業先の探索	・ アライアンス先の資本構造や技術的な強み・弱み等を知財により分析。営業部門が知らない情報でアライアンス成功への一助に繋がった。 ・ 知財部門が適切な連携先を知財情報から解析。アライアンス部門とも連携し、その評価を行う ・ アライアンス先の探索は、知財情報が起点ではなく、ビジネス情報から業界の動向を把握してニーズを探る裏付け調査の位置づけで知財情報の分析を実施。					
	新事業創出の支援	・ 新規事業を立ち上げる事業創出部への発想支援を始めている。こういう方向でやりたいという抽象的なテーマに対して、知財情報から得られるアイデアやヒントを提供している。					
成長・成熟期	事業を優位に導く	・ 生産技術力を確立させ、コスト競争力を付けたところで、特許をオープンにする。その際、IPランドスケープを行い、その調査結果を踏まえてこちらから主体的にクロスライセンス等を行う。クロスライセンスにより他社特許を実施できるため設計自由度が高まり、モノづくり力やコスト競争力の面で競争優位性を確保することができる。					
	資金調達	・ IPランドスケープ活動の有価証券報告書での公表は、海外の投資家に向けて知財を戦略的に使っていることを発信して、投資先の候補となる効果を期待している。					

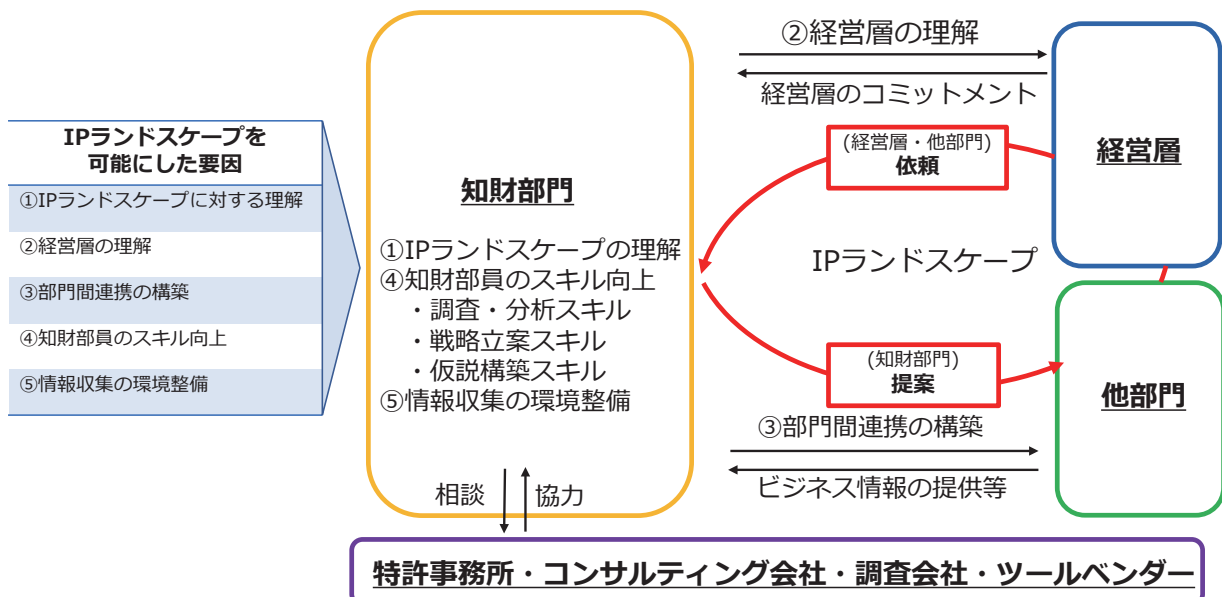
もIPランドスケープを活用し、3割～4割の者が当初の効果が得られている。

また、ヒアリング調査でも各事業フェーズにおいてIPランドスケープが有効に活用されているといった結果が得られた（図表④参照）。

4. IPランドスケープを可能にした要因

アンケート調査やヒアリング調査を通じて、IPランドスケープを可能にした要因として、「①IPランドスケープに対する理解」・「②経営層の理解」・「③部門間連携の構築」・「④知財部員のスキル向上」・「⑤情報収集の環境整備」が挙げられた。

図表⑤ 【IPランドスケープを可能にした要因の俯瞰図】



5. IPランドスケープの導入に向けて

IPランドスケープを実施できている者へのアンケートから次の結果を得た（図表⑥参照）。

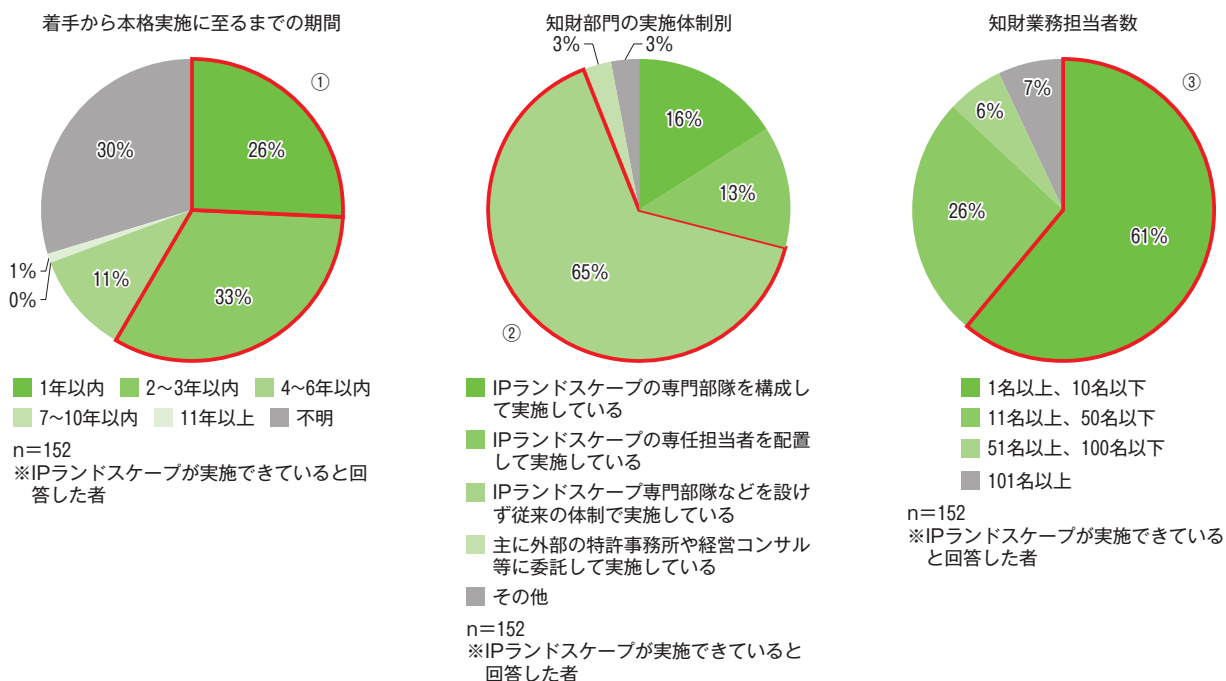
- ①着手から本格実施に至るまでの期間は3年以内と比較的短期間。
- ②知財部門の実施体制は従前の体制で実施している者が多い。
- ③知財業務担当者数は1名～10名と比較的少人数でIPランドスケープを実施している者が多い。

IPランドスケープを高尙で難しいものと考えず、「知財情報を活用して経営・事業に貢献する」ことを意識した取組をまずは実施してみることが肝要である。

6. おわりに

本調査研究の結果を、各企業におけるベンチマークやIPランドスケープの実装に向けた課題の特定等にお役立ていただければ幸いである。

図表⑥ 【本格実施に至るまでの期間・実施体制・知財業務担当者数】



「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」

2020年6月、経営に知財戦略を浸透させるための具体的手法に対して、ユーザーからの高い関心が寄せられたことを受け、企業が経営戦略の中に知財戦略を浸透させたプロセス等の詳細な情報が記載された、「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】¹」を刊行した。

〈事例集の主な特徴〉

- 海外企業の6事例を含む、全23社の事例を深掘り調査等も可能となるように、全事例を社名入りで掲載。
- 文章だけでなく、各事例の理解が容易となるように、各事例のポイントを説明する多数の概要図も掲載。
- 経営戦略と知財戦略のつながりが理解しやすいように、それぞれの観点からの各事例の分類を用意。



Siemens AG

イノベーションを加速させるとともに、顧客が感じる価値を知財として保護

Siemens AGは1847年設立、ドイツに本社を置くグローバル企業。九つの事業分野があり、ヘルスケア、工場自動化設備、建設機械、更には発電機やエネルギー分配技術にまで至る。インダストリー4.0を推進する企業として、デジタル化が進むサービス分野を中心に事業変革を進め、将来の顧客ニーズに応えるイノベーションを加速させるとともに、顧客の感じる価値を知財として保護する。

**海外企業についても詳しく紹介
全23事例を社名入りで掲載**

同社は65,000件を超える特許を保持し、2018年度の世界全体における年間特許出願数は7,300件で、EPOにおける特許出願数で同社は2011年度以来の1位となる2,493件をマークした。特許出願の内25%はインダストリー4.0を始めとするデジタル技術に関する特許である。

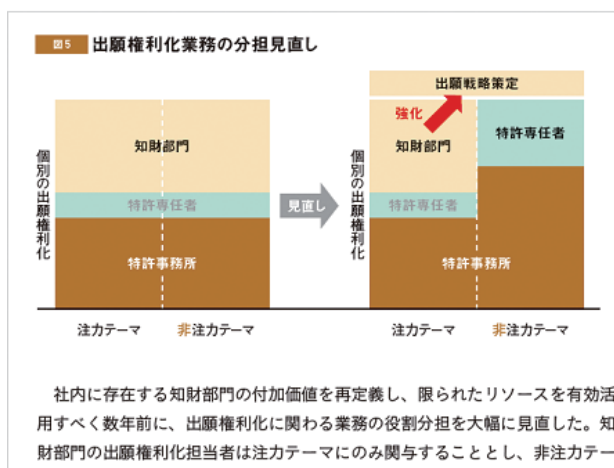
価値重視に舵を切り、知財活動を活性化

図1 知財品質重視への転換(2013-2014年)

Invention Driven
R&Dの発明次第の
持ちの知財業務

Value Driven IP strategy
顧客の感じる価値(Value)を積極的に
発掘・特定し、知財権として保護

"Invention Driven"と呼ばれる「発明待ち」の業務、すなわち発明が提案されて始動する活動ではなく、事業創造を担う領域や時間軸等を理解した上



詳細なプロセスまで
分かりやすく

¹ 「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」について<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2020.html>



「新事業創造に資する知財戦略事例集」

Society 5.0の実現に向け、多くの企業で共創（Co-creation）による事業創造が進む中、事業創造と知財の連携の全体像を俯瞰し、経営層・新事業開発・知財それぞれの立場での「悩みや課題」に焦点を当て、それらの解決に向けた各社の取組を、「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～¹」として取りまとめた。2021年4月公開。

〈事例集の主な特徴〉

- 国内外企業12社の取組を、Co-creationでの事業創造における「知財戦略実践へのアプローチ」・「環境整備」と、「事業創造プロセス」に整理。
- 想定読者別の索引を設けたほか、読者自身がより関心が持てる事例にたどり着けるよう、部門や立場においてありがちな、“よくある悩み”からも事例を探索可能。
- 各事例をコンパクトに1ページにまとめ、ポイントとなる箇所については太字で掲載。短時間で事例の概要を掴むことが可能。



知財部門の現場の悩み（主に「実務」を担う者の悩み）			
よくある悩み（P12）	より具体的な悩みの例	参考になる事例	コメント
上流から下流まで、知財部門が関係する業務が、経営層や経営者から見て、よくある悩みではない。	新事業創造やオープンイノベーションに関する社内での意思決定に時間がかかる	事例16 必要機能を自社で集約したマーケティング本部による新事業創造	マーケティング本部に新事業創造のミッションを伝え、その下に新事業創造に必要な機能を集約し、迅速な意思決定を実現した事例である。
【経営】 全社的にリード時間や一体感がない	経営や新事業部門の管理職の悩み（主に「環境整備」を担う者の悩み）	事例15 「ありたい姿」をデジタル化し、推進レベルを広い部門間で共通化	事例17 全社を目指す課題を数値化して全社に共有し、重層的な統一を実現した事例である。

課題に対する先進的な取組内容を事例ごとに紹介	
#3. 将来の社会像を徹底して妄想し、具体的な近未来を描く	新事業部門
課題	事業を通じて社会に価値を提供することをミッションとする大手電気機器メーカーD社の新事業創造では「こんな社会を創りたい」という近未来のデザインから新事業創造が始まる。
取組内容	しかし、この近未来のデザインが単なるアイデアや将来トレンド予測にとどまると、具体的な戦略を描くことができず、新事業創造がいつまでも進まない。したがって、具体的に近未来を描くことが極めて重要となる。
次の課題	D社のある新事業プロジェクトのリーダーによると、近未来のデザインは目指すべき「旗」を立てる作業であり、その旗に向かってどう行動をとるかを検討するのが戦略策定であるという。まずは旗が具体的にないと、それに沿った戦略の策定もできないため、まずは旗を具体的にデザインすることが重要だという。
	近未来のデザインでは、アイデアをもとに「そのアイデアが世に出たらどう世界になるか」「その世界ではどのようなニーズが出てくるか」「そのニーズに対してどうすればよいのか」ということを、ブロック図として書き出していく。この検討の際に、同プロジェクトリーダーは「技術」ではなく「機能」で記載し、各機能の関係をブロック図で表すことを重視している。「こんな技術が必要」ではなく、技術にはこだわらず「こういう機能が達成されればよい」ということをブロック図として書き出す。そして、ある程度近未来が具体化されたら「どの市場に出すか」という点まで具体的に設定することが重要になる。市場をセッティングすることで、求められるスペックや顧客層等が明らかになり、さらに具体的な近未来を描くことができるようになる。
	このように具体的に近未来を描いたのちに、企業としてどの機能にこだわりたいといった意思を入れ、各機能に対してどのような実現手段をとるか（自前でできるのか、他者と連携するのか等）を検討し、戦略を描いていく。
	同プロジェクトリーダーによると、この近未来デザインは「必要な機能に絞り込む」という点において特許の請求項1の作成に似ており、財務員は日頃より上位/下位概念化を検討しているため前在化しやすくなることが得意であり、また、研究開発部門や事業部門と比較すると、ニーズに対する価値提供手段を考えた設計が得意であり、近未来デザインに高い適性を有するという。
	事業の具体化を「自前主義」で実施してしまう → 事例17へ
	アライアンス戦略やオープン＆クローズ戦略の検討が困難 → 事例18、事例19、失敗事例13、事例10へ
	データ活用等でのビジネスモデル変化に対応できない → 事例11へ
	事業アイデアの多量発生が続く、具体的な事業の設計が進まない → 事例12へ

¹ 「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～」 <https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2021.html>



特許庁との意見交換を希望する 企業等の公募について

第2部第7章7.で紹介したように、特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との実務者レベルでの意見交換会を毎年開催している。

2020年9月、知的財産権制度や特許庁が実施している施策等をより広く知ってもらうとともに、多様なユーザーからの生の声を伺うため、個別企業や業界団体等との意見交換の公募を開始した¹。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン形式での実施とした。

〈応募条件〉

意見交換に応募できる者は、企業の他に、業界団体、大学、公的研究機関等の法人

業に対する支援策紹介等、幅広い内容の意見交換を実施した。

〈公募実績〉

2020年9月から2021年3月までに18者から応募があった。過去に意見交換を実施したことのない企業、特に中小企業やスタートアップからの応募が多かった。特定技術分野における特許網構築に関する意見交換や中小企業・スタートアップ企

〈参加企業からの声〉

- 特許庁がこんなにも多くの施策・支援を行っているとは知らなかった。今後は是非利用したい。
- 今回初めて知った施策があり、得られた情報は有用であるため、このような意見交換を定期的に実施してもらいたい。

皆さまの
ご意見・ご要望・お悩み
をお聞かせください!

出願・審査に関する統計情報は?

特許庁の施策って?

参加企業からの声

今回のような意見交換会は、自社の知財力をもう一段ステップアップするととても良い機会と捉えており、今後もこのような意見交換をお願いしたい。

今回説明があった統計資料はこれまでに見たことがなく、知財部門の業務を見直すきっかけになった。

(出典) 「とっきよ」Vol.47 JPO通信 : https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol47/06_page2.html



¹ 意見交換を希望する企業等の公募について : https://www.jpo.go.jp/support/general/gyousei_service/opinion-exchange.html



AI・IoT技術の時代にふさわしい 特許制度の検討に向けて

AI・IoT技術が進展し、これまでの「モノ」の生産や販売を中心としたビジネスモデルから、データを活用したサービスの提供を中心としたビジネスモデルへの転換が進んでいること、また、ビジネスの収益源もサブスクリプションと呼ばれるサービスに対する課金や、ユーザーのデータを活用した広告収入等、多様化が進んでいることが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、テレワークを始めとするリモート化やデジタル化の動きは益々加速しており、AI・IoT技術の活用は更に推し進められているものと考えられる。

こうしたビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が進められているところであるが、産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」という。）の中間とりまとめ¹において、更なる実態調査の必要性も指摘されている。

上記の問題意識を踏まえ、特許庁では、令和2年度産業財産権制度問題調査研究として「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究」を実施した。本調査研究は、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じて、主に以下のテーマについて具体的な課題事例やニーズを明らかにすることを目的として行われたものである。

- ・複数の事業者等による特許発明の実施における課題
- ・プラットフォーム型ビジネス等における課題
- ・AI関連特許の利活用に関する課題
- ・特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて
- ・新しい形態の知的財産の保護について

本コラムでは、このうち、①複数の事業者が相互に共同した上でサービスを提供する場合の特許権の行使、②サプライチェーンにおける受益者負担、についての企業の意識調査の結果を紹介する。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf



①複数の事業者が相互に共同した上でサービスを 提供する場合の特許権の行使

下記の仮想事例1について、企業等及び弁護士・弁理士に対して、特許権の行使に関する課題があるか否か、具体的にどのような課題があるかを質問した。

その結果、特許権の行使に関して何らかの課題があるとの回答が大多数を占め、具体的にはライセンス交渉先や特許侵害訴訟の提起先が不明、海

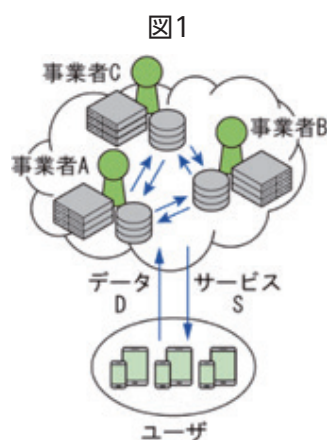
外での一部実施の場合に特許権侵害となるかが不明である等の課題が挙げられた。また、特定の事業者注目した特許請求の範囲を作成することで、特許取得・権利行使可能であるとの回答がある一方、知識や経験の不足、将来の侵害態様の予測困難性等を理由として、特許要件を満たす特許請求の範囲の作成や権利行使は困難との回答も存在した。

【仮想事例1】

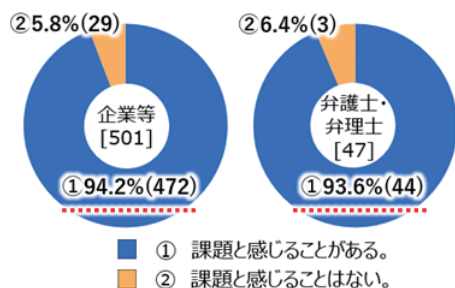
特許権者甲が、次の特許を有している。

「ユーザー端末から、データDを受信し、サーバーaで処理a'、サーバーbで処理b'、サーバーcで処理c'を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスSをユーザーに提供する。」（処理a'は発明の技術的特徴（最も重要な部分））

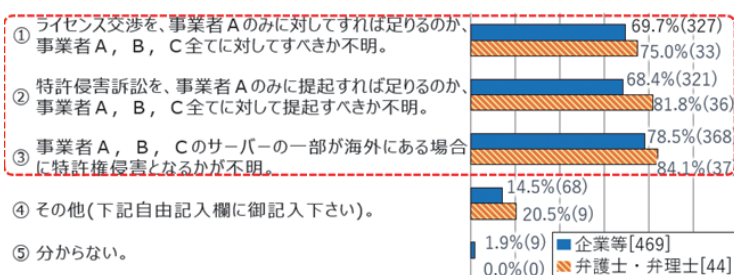
一方、（甲と異なる）事業者A、B、Cは、それぞれ、処理a'、処理b'、処理c'を行うサーバーをそれぞれ持ち、相互にデータ授受を行った上で、全体として、上記特許請求の範囲と同一のサービスSを提供している。事業者A、B、Cは、甲から実施許諾を受けていない。



問1 【複数事業者による特許発明の実施】



問2 【特許権者の課題】



②サプライチェーンにおける受益者負担

下記の仮想事例について、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、事業者A又はBにおいてどのように負担するのが妥当であると考えるか問うた。

特許権者とは異なる事業者Aが学習済みモデルを製造・販売し、事業者Bがそれを購入して翻訳装置を製造、特許保護された翻訳方法も使用するケース1では、学習済みモデル、翻訳装置・翻訳方法のいずれについても特許発明の直接的な実施者である事業者A、事業者Bがそれぞれ負担すべきとの回答が多数を占めた。

他方、ケース2について、従来の通説では特許権者等が適法に市場に製品を置いた時点で「物

の特許権は「消尽」し、製品購入者に対して権利行使できなくなり「方法」の特許権についても同時に権利行使できなくなるとされていることから、事業者B(翻訳装置を購入、翻訳方法を使用)に対する権利行使は困難と考えられていたところである。しかしながら、今回の調査結果では、翻訳方法の使用に関する損害賠償額又はライセンス料は事業者Bが負担すべきとの回答(①)が半数以上であり、従来の通説(②)と異なる結果となった。

本調査結果によれば、従来の消尽論は制度利用者の意識とかい離しつつある可能性があり、現代にふさわしい消尽論の整理について検討を行うべき時期が来ているのかもしれない。

【仮想事例3】

【ケース1】

特許権者：特許発明X、Y、Zにかかる特許権者

事業者A：学習済みモデルを製造・販売

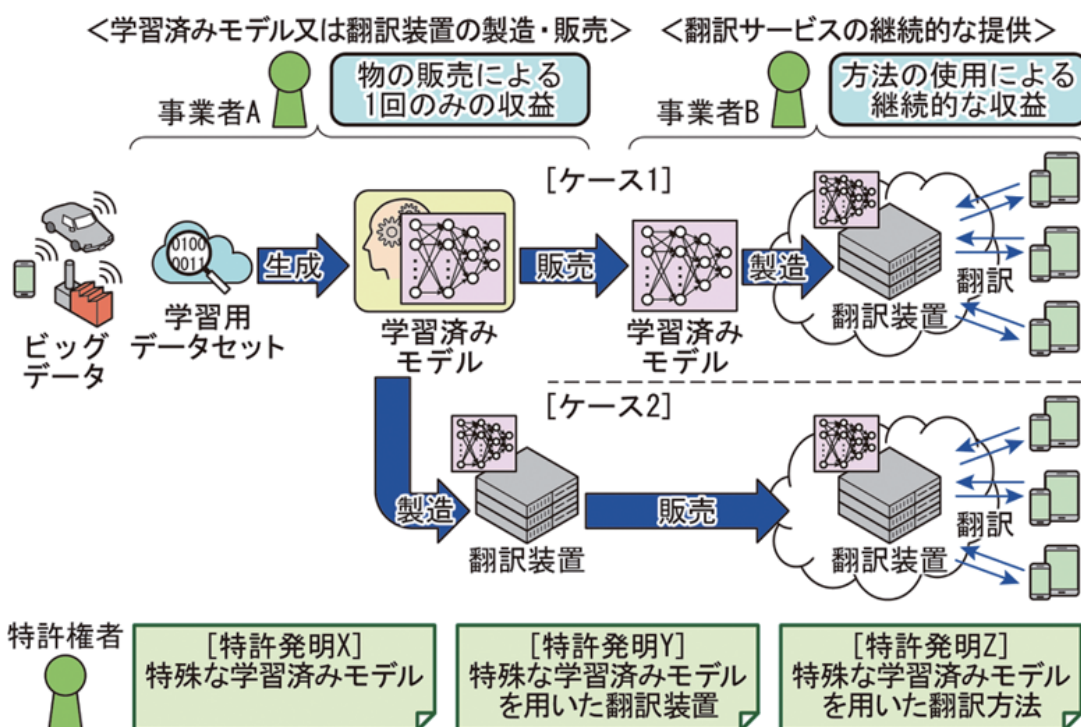
事業者B：学習済みモデルを購入、翻訳装置を製造、翻訳方法を使用

【ケース2】

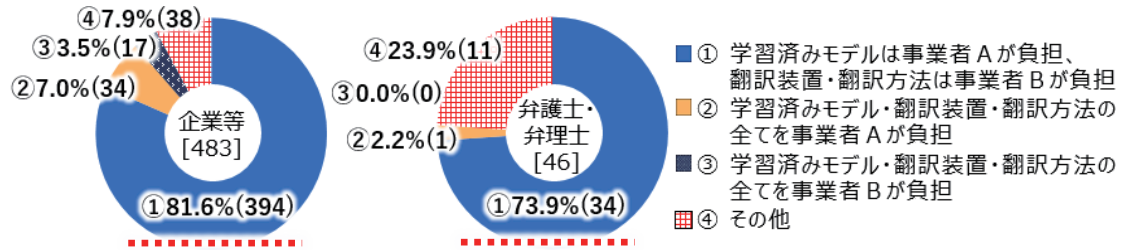
特許権者：特許発明X、Y、Zにかかる特許権者

事業者A：学習済みモデルを製造、翻訳装置を製造・販売

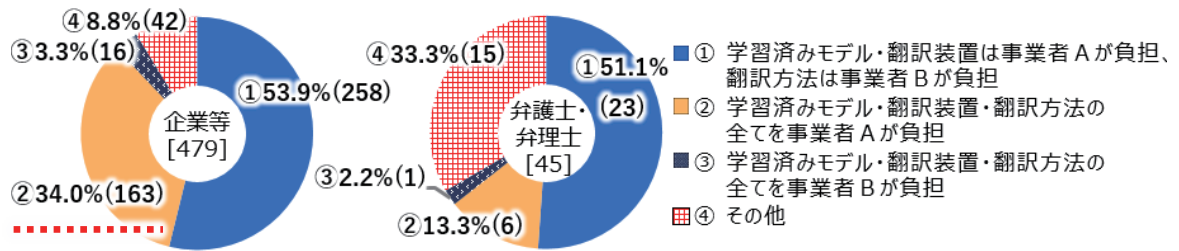
事業者B：翻訳装置を購入、翻訳方法を使用



図表4 (5) A 【AI翻訳サービスでの損害賠償の負担【ケース1】】



図表4 (5) B 【AI翻訳サービスでの損害賠償の負担【ケース2】】



8. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等について

特許庁では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方々に対し、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、手続期間の延長等の救済措置を講じるとともに、オンライン面接の充実等の環境整備を行っている。

(1) 手続などの救済措置について

出願等の手続について、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、指定期間（特許庁長官、審判長または審査官が発する通知や指令において指定した期間）や法定期間（法令によりその長さが定められている期間）に手続ができなくなった場合の救済措置を案内している。また、これらの救済措置については、主に海外出願人向けに特許庁英語ウェブサイトでも周知している。

① 期間救済の柔軟化

「その責めに帰することができない理由（不責事由）」及び「正当な理由」による救済手続について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた期間徒過である場合には、当面の間、証拠書類の提出を必須としない等の柔軟な措置を実施している。

② 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いに関するQ&Aの掲載

優先権証明書の提出手続や登録料納付手続等の問い合わせが多い手続について、**Q&A集**をとりまとめ特許庁ウェブサイト¹に掲載している。

③ 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるに

あたって、記名押印又は署名のある証明書の提出が困難な状況が生じたことから、記名押印又は署名のある証明書を追って提出することを可能とする対応を実施。さらなる検討を進め、12月には証明書の押印及び署名自体を不要とした。

(2) 救済措置強化に向けた国際的な議論について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた出願人への必要な救済措置などを議論するとともに国際的な協調を確認するため、世界知的所有権機関（WIPO）事務局長主催により我が国特許庁を含む主要国特許庁長官級の会合がバーチャル形式にて2020年前半に断続的に開催された。当該会合では、各国の状況について情報交換がなされるとともに、各庁が国内法令の範囲内で出願人の手続期限等に関して柔軟な対応を図ることが確認された。2020年9月に開催されたパリ同盟総会では緊急事態時におけるパリ条約に基づく優先権に関するガイダンス²に合意するとともに、PCT、ハーグ制度、マドリッド制度においてもそれぞれの作業部会にて緊急事態時の救済措置の強化に関する議論が行われている。加えて、上述の主要国特許庁長官級の会合が契機となって公表されたWIPOのCOVID-19 IP Policy Trackerは、各国の新型コロナウイルス感染症関連救済措置についての情報を集約しており、当庁も救済措置情報を積極的に提供している。引き続き、海外出願人を含むユーザーに対し、迅速かつ正確な情報提供を行い、制度の透明性・予見性向上に努めている。

1 https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_tetsuzuki_eikyo.html

2 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/p_a_56/p_a_56_1.pdf



(3) オンライン面接の推進

面接は、審査官・審判官と出願人等とが、審査・審理に関わる意思疎通を図る上で重要な役割を果たしており、これまでは特許庁庁舎等で面会して実施する形式が大半だった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染予防の観点からオンライン面接を積極的に実施するとともに、オンラインでも面接を円滑に実施できるよう環境の整備を行っている。

- ・オンラインで実施する面接として、従来実施しているテレビ面接に加え、Webアプリケーションを利用した面接も実施。
- ・参加者が希望しない限り面接記録における自署を不要とし、面接記録作成の電子化を推進。
- ・面接記録等の送受信における電子メールの活用。

特許庁における手続合理化 ～押印の見直し及び手続のデジタル化～

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機に、テレワーク、サテライトワーク等の新しい生活様式への移行が急速に求められることとなった。政府においても、新型コロナウイルスがもたらした社会・価値観の変容に対応すべく、テレワーク等の推進や押印手続見直し等の業務効率化、デジタル・ガバメントの推進の取組が進められている。

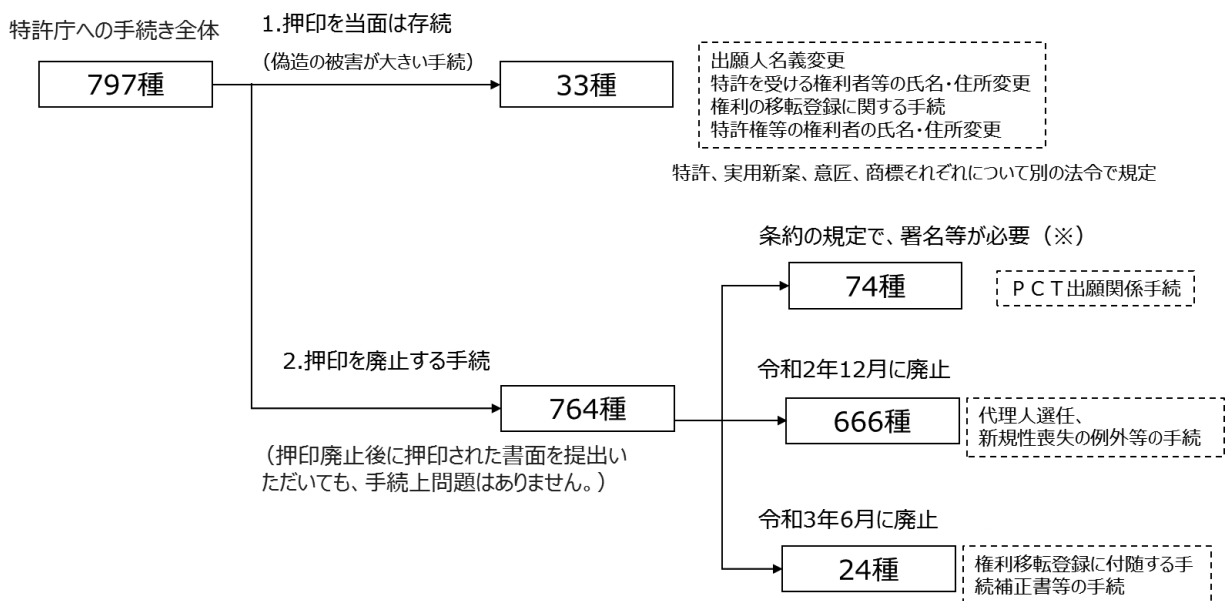
特許庁においても、上記方針に基づき、申請手続の押印の見直し、手続のデジタル化に向けた取組を進めてきたところである。

1. 特許庁における押印の見直し

「規制改革実施計画（令和2年7月17日 閣議決定）¹」に基づき、特許庁においてこれまで法令等により国民や事業者等に対して押印を求めている

手続について見直しを行い、偽造による被害が大きいとされる33種の手続を除き、押印を不要とすることとした。

【特許庁における押印の見直しの考え方と全体像】



※条約で署名等が求められている手続の運用（施行日：令和2年12月28日）

①署名は、自筆に限らず、イメージファイルによる印刷、ゴム印によるスタンプによる申請も可能。

②法人の署名は代表取締役だけでなく代表者から署名をする権限を付与されている者によるものも可能とする。

¹ 「規制改革実施計画」（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>）では、法令等により、国民や事業者に対し押印を求めている手続について、恒久的な制度対応として、2020年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。



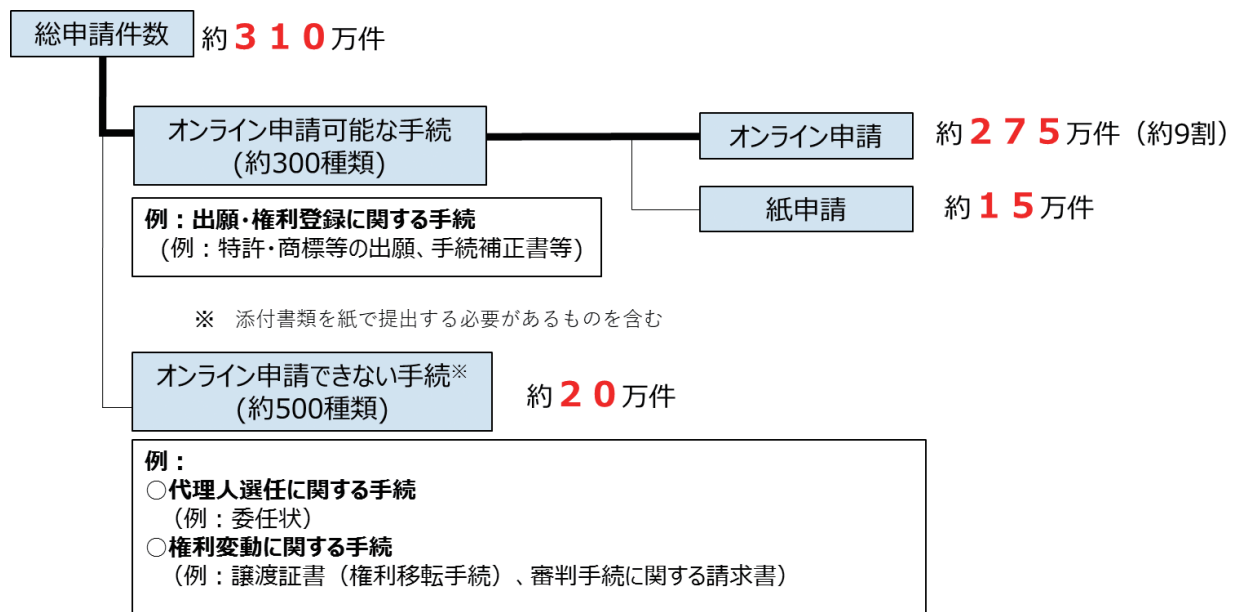
2. 特許庁における手続のデジタル化

(1) 特許庁への申請（IN）手続のデジタル化の状況

特許庁は、1990年に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、以後、順次手続のデジタル化を進めてきたところである。現在では出願等の申請手続年間約310万件のうち、約275万件は電子的に処理され、約800種の申請手続のうち、約300

種の手続については全てオンライン申請が可能となっている。しかしながら、オンライン申請できない手続や、オンライン申請は可能であるが、添付書類として押印した書類等の提出が必要な手続がなお約500種類存在しており、ユーザーのデジタル化・テレワーク化の障害となりうる状況となっている。

【特許庁におけるオンライン申請の現状】

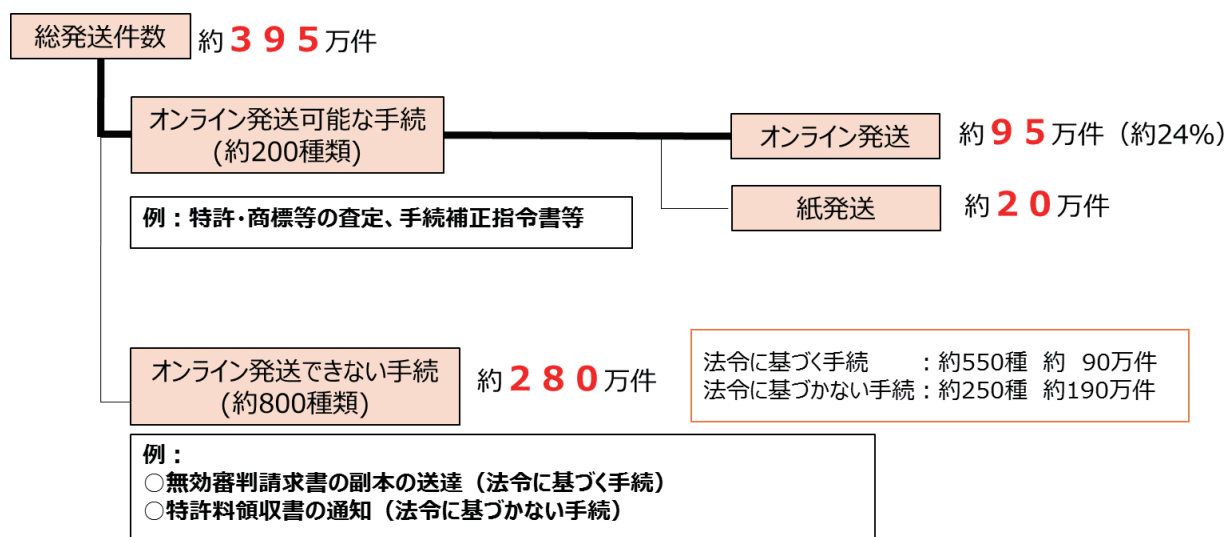


(2) 特許庁からの発送（OUT）手続の状況

特許庁への申請に対する応答等の特許庁からの発送手続については、1993年にオンライン発送システムの稼働を開始したが、年間約395万件の発送件数のうち、オンライン発送は約95万件（約

1,000種の発送手続のうち、約200種のみオンライン発送可能）にとどまっている。申請手続と同様に、これらの発送手続についてもデジタル化のニーズが寄せられている。

【特許庁におけるオンライン発送の現状】



(3) 手続のデジタル化に向けて（「特許庁における手続のデジタル化推進計画」の公表）

上記の状況を踏まえ、令和3年3月31日に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」¹を策定し、特許庁における申請（IN）及び発送（OUT）手続について、ユーザー目線でのデジタル化のあり方とその実現に向けた今後の方針を公表した。

同推進計画において、以下のスケジュールで開発を進めることとしている。

①申請（IN）

全ての手続のオンライン申請が可能となるよう、2024年3月までにシステムをリリースする

ことを目指す。

②発送（OUT）

ユーザーからデジタル対応の要望が高い手続を優先的に検討し、INの開発と併せて改修可能なものは全てINの開発スケジュールでの開発を目指す。

上記以外のOUT手続については、類似制度の検討状況等も踏まえつつ、業務フローの見直しを行い、法令上の課題やシステム改修の範囲等を整理した上で、順次デジタル化を進めていくこととし、速やかに具体的な計画を策定していく。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki_digitalize.html



口頭審理期日における 当事者等の出頭のオンライン化

令和3年3月2日に「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会において可決・成立した。

本改正の施行日以後は、審判等の口頭審理期日において、当事者、参加人及び代理人（当事者等）がウェブ会議システム等（インターネット回線等）を通じて映像と音声を送受信して相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムにより、口頭審理期日における手続に関与できるようになる（特許法第145条第6項及び第7項）。

本改正事項は、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の四法全てが対象とされ、無効審判等の審判の口頭審理に加え、判定や商標登録異議の申立てにおける口頭審理も対象となる。

この改正により、当事者等が新型コロナウイルス感染症に対する不安を持つことなく口頭審理に参加できるようになるとともに、特許制度等のデジタル化等の社会構造の変化への対応が進み、ユーザーの利便性向上につながると考えられる。

下図にウェブ会議システム等を利用した口頭審理の一例を示している。

請求人及び被請求人は、口頭審理期日において審判廷に出頭することなく、企業の会議室等から手続に関与することができる。

同手続に関与した当事者等は出頭したものと同様にされるため（特許法第145条第7項）、不出頭を理由として過料に処する旨の規定（同法第203条）の適用はなく、また、当事者等がウェブ会議システム等を通じて行った発言等は、審判廷に出頭した場合と同等に扱われる。

3人又は5人の審判官により構成される合議体は、審判廷において、ウェブ会議システム等を通じて当事者等に対する審尋や当事者等からの主張の聴取等を行うことにより審理を進める。

また、審理は審判廷において公開される。傍聴人は、審判廷において、モニターの映像及び音声を通じて、当事者等がウェブ会議システム等を通じて行った発言等を傍聴することができる。

